給 水 装 置 工 事 取 扱 要 領

令和５年４月

三 浦 市 上 下 水 道 部

目　　次

第１章　総　則　1

１　目　的　1

２　用語の定義　1

第２章　設　計　1

１　趣　旨　1

２　調　査　1

３　許可及び同意　1

４　配水管の増強　1

５　取出し口径　2

６　メーター口径の選定　2

７　本管分岐から第１止水栓周り及び水道メーター周りの配管　4

８　道路内及びメーター周り配管図　8

９　止水栓筐及び青銅弁筐の設置図　12

10　配水管及び給水管に使用する口径別の管種　15

第３章　3階建て以上の建築物に対する直結直圧給水の特例　16

１　趣　旨　16

２　適用範囲　16

３　給水方法　16

４　メーター周り　17

５　特例適用の申込み　17

６　維持管理　17

第４章　受水槽以下設備の給水装置（直結給水）への切替え工事　18

１　総則　18

２　既設流末装置の直結　18

３　既設ビルの直結給水への切替え例　18

４　事前確認事項　20

５　給水装置工事の申請　22

第５章　直結増圧設備設置工事　23

１　総則　23

２　給水方式　23

３　設計　23

４　増圧装置　25

５　増圧装置の設置猶予　26

６　直結増圧給水方式の計算例　26

第６章　水道直結式スプリンクラー設備設置工事　29

１　総則　29

２　適用範囲　29

３　設置対象建物及び設置場所　29

4　管末設備　29
5　設計施工　29
6　設置届の提出　29
第7章　工事施工　30
1　趣　旨　30
2　許可及び保安　30
3　土工事　30
4　配管工事　30
第8章　流末装置　31
1　各戸検針　31
2　協　議　32
3　本章に定めない事項　32
第9章　検　査　33
1　趣　旨　33
2　中間検査　33
3　しゅん工検査　33
第10章　手　続　33
1　工事の委任　33
2　工事の申込み　33
3　工事の変更　33
4　申請に伴う添付図書　34
附　則　35
施行期日　35
様　式
様式第１号（第３章関係）　「3階建て以上の建築物に対する直結直圧給水の事前協議書」　36
様式第２号（第３章関係）　「3階建て以上の建築物に対する直結直圧給水の特例申込書」　37
様式第３号（第３章関係）　「給水方式の特例に係る維持管理届」　38
様式第４号（第４章関係）　既存建築物に関する高置受水槽への直結給水に係る誓約書　39
様式第５号（第４章関係）　直結給水・直結増圧式給水事前協議書　41
様式第６号（第４章関係）　既存建築物に関する直結給水に係る誓約書　42
様式第７号（第５章関係）　直結増圧式給水条件承諾書　44
様式第８号（第５章関係）　増圧給水設備等設置猶予条件承諾書　46
様式第９号（第６章関係）　水道直結式スプリンクラー設備設置届　47

.第１章　総　則

1　目　的

この要領は、給水装置工事設計施行基準（昭和 54 年 3 月 19 日 制定（昭和 54 年 4 月 1 日施行）以下「施行基準」という。）に基づき、給水装置工事等の設計及び施工等に関する取扱要領を定め、監督・検査・材料及び器具の選定等について統一的な取扱いをすることにより給水装置工事等の適正かつ公平な運営を図ることを目的とする。

2　用語の定義

「給水装置」及び「流末装置」の定義は、施行基準のとおりとする。

第２章　設　計

1　趣　旨

給水装置工事の設計は、調査から図書作成までをいい、その内容は安全性、利便性かつ経済性を十分考慮して行うこと。

2　調　査

調査は設計の基礎となるので、図面はもとより現場においても十分に行うこと。

(1) 配水管の状況（布設位置、管種、口径等）を調査する。
(2) 既設給水装置の状況を調査する。
(3) 申請地の標高と水圧を調査する。
(4) 舗装先行されているものは、その位置や水の出を調査する。
(5) 道路を掘削する場合は、公私の別及び舗装の種別等を調査する。
(6) その他設計に必要なものを調査する。

3　許可及び同意

給水装置工事において、関係機関や利害関係者との間に問題が生じないよう、次の事項について許可又は同意を得ること。

(1) 河川を横断するもの。
(2) 急傾斜地に配管するもの。
(3) 公有地を掘削又は占用するもの。
(4) 申請者所有以外の私道及び宅地等を掘削又は占用するもの。
(5) 申請者所有以外の家屋であるもの。
(6) 申請者所有以外の給水管から分岐するもの。
(7) 申請者所有以外の共有使用給水管から分岐する給水装置について、改造工事を行うもの。

※　家を建てる目的で１栓竣工した給水装置を改造申請で家屋建築する場合(開発によるもの等)は、例外的に給水装置所有者の同意を省略することができる。

(8) その他許可及び同意を必要とするもの。

4　配水管の増強

給水管の取出し可能な配水管口径でないもの、又は、出水不良地区においては、原則として負担金工事により、配水管増強を行うものとする。

5　取出し口径

給水管口径 50 ㎜以上の取出し方法は、次の表を標準とする。（施行基準第 12 条第 4 項）

配水管		給水管		分岐材料
口径	管種	口径	管種	
100～200	HIVP	50	PP2	サドル付分水栓
	DIP・SP		SSP・PEP・PP2	
	PEP		PEP・PP2	EF 式サドル分水栓
250～350	DIP・SP		SSP・PEP・PP2	サドル付分水栓
150～200	HIVP	75	PEP	断水による分岐 又は 不断水割 T 字管 ※
	PEP			
	DIP		DIP・PEP	
	SP			
250～350	DIP			不断水割 T 字管 ※
	SP			溶接短管

※　不断水割 T 字管について、耐震管からの分岐には耐震式を、φ150 以上配水管からの分岐には、回転止付全周パッキン式を使用すること。その他の管からの分岐については全周パッキン式を使用すること。

注 1）国県道における取出しは、道路占用許可基準に規定された管種を使用しなければならない。

注 2）鋼管（SP）管路で金属管を使用して分岐を行う場合は、絶縁継手を使用しなければならない。

注 3）取出し方法は、その都度上下水道部と協議を行うこと。

6　メーター口径の選定

（1）量水器（以下「メーター」という。）の口径は、給水装置の構造、予定使用水量、使用状態及びメーターの適正流量等を考慮して選定する。　単位（m3）

口径(㎜)	メーター型式	適正使用流量範囲（m3/ｈ）	1 日当たりの使用量			一時使用の許容水量		月間使用量
			5 時間	10 時間	24 時間	1 時間	10 分	
13	接線流羽根車式(単箱式)	0.10～1.00	4.5	7.0	12	1.5	0.42	100
20	接線流羽根車式(複箱式)	0.20～1.60	7.0	12	20	2.4	0.67	170
25	〃	0.23～2.50	11	18	30	3.75	1.05	260
40	〃	0.50～4.00	18	30	50	6.0	1.67	420
50	たて形軸流羽根車式(ﾕﾆｵﾝ)	0.40～6.50	28	44	80	9.75	2.67	700
	たて形軸流羽根車式(ﾌﾗﾝｼﾞ)	1.25～17.0	87	140	250	25.5	6.67	2,600
75	〃	2.50～27.5	138	218	390	42	10.5	4,100
100	〃	4.00～44.0	218	345	620	66	16.7	6,600

(2) 専用住宅のメーター口径、給水栓数は次の表を標準とする。

ただし、給水栓は 13mm（20mm 給水栓は 13mm 給水栓 3 栓相当、25mm 給水栓は 13mm 給水栓 6 栓相当）

タンクレストイレや給湯器など流動時動作水圧確保が必要となる器具を設置する場合は十分考慮し、水理計算を行い口径決定すること。

給水栓数（栓）	0.12～0.15MPa		0.15～0.35MPa		0.35MPa 以上	
	メーター	取出し口径	メーター	取出し口径	メーター	取出し口径
6	13	20～25	13	20	13	20
8	20	20～25	13	20	13	20
10	20	20～25	20	20～25	13	20
12	20	25	20	20～25	20	20～25
14	25	25	20	20～25	20	20～25
16	25	25	25	25	20	20～25

給水栓の算出方法
- 外部は除く、特殊器具は 1 栓とする。
- 手洗専用・ボールタップは 0.5 栓とする。

注）0.12MPa 以下は 20 ㎜以上のメーターとする。
取出し口径は給水管布設延長等を考慮し決定する。

(3) 受水槽式の給水管とメーター口径等は、次の表を標準とする。

使用水量（m3／日）	給水管 口 径	メーター 口 径	定 水 位 弁	定 流 量 弁 上限値（ℓ／分）
6 以下	20	13	13	
6 を超え 14 以下	20	20	13	
14 〃 20 〃	25	25	20	
20 〃 50 〃	40	40	25	80
50 〃 70 〃	50	50 ﾕﾆｵﾝ	40	100
70 〃 150 〃		50	40	250
150 〃 300 〃	75	75	50	500
300 〃 480 〃	100	100	75	800
480 〃 900 〃	150	150	100	1,500

注）メーター口径 25 ㎜～150 ㎜を吐出水圧 0.20MPa 以上で使用する場合は、定流量弁（減圧弁）を併用すること。ただし、定流量弁を設置しないときは、さらに 1 サイズ小さい定水位弁とするとともに、メーターの連続使用の上限を超えないよう受水槽への流入量に注意すること。

7　本管分岐から第１止水栓周り及び水道メーター周りの配管

（給水条例第６条の２及び給水管及び給水用具を指定する規則第３条）

（1）本管分岐～第１止水栓周りの配管

分岐口径	管種・寸法	継　　手	備　　　考
20・25	LCP にて第１止水栓まで継手なく施工する	分水頭、CP ユニオン	接合部にブチルゴム及び自己融着テープ施工
	SSP にて第１止水栓まで継手数を最小限に施工する	ステンレス鋼管用伸縮可とう継手（SSP） プレス式（ダブル）	波状ステンレス鋼管、(SUS316) 袋ナット付波状ステンレス鋼管（SUS316）使用可
	PEP にて第１止水栓まで融着継手にて施工する	EF 継手（PEP）	ナイロンスリーブ施工
	PP2 にて第１止水栓まで継手なく施工する。	PE 継手（PP2）	分止水栓用 PE60° 曲管使用可 ナイロンスリーブ施工
40・50	SSP にて青銅仕切弁まで継手数を最小限に施工する。本管分岐位置にフレキシブル継手を設置する	フレキシブル継手、 ステンレス鋼管用伸縮可とう継手（SSP）	波状ステンレス鋼管使用（SUS316） 袋ナット付波状ステンレス鋼管（SUS316）使用可
	PEP にて青銅仕切弁まで融着継手にて施工する	EF 継手（PEP）	ナイロンスリーブ施工
	PP2 にて青銅仕切弁まで継手なく施工する。	PE 継手（PP2）	分止水栓用 PE60° 曲管使用可 ナイロンスリーブ施工
75 以上	DIP（耐震管）	メカニカル継手（DIP）	GX･NS・K 形 3DN 対応特殊押輪等使用
	PEP	EF 継手（PEP）	ナイロンスリーブ施工

（2）メーター周り配管

<table>
<tr><th>メーター口径</th><th>管種・寸法</th><th>メーター接続</th><th>備　　　考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">13・20・25</td><td>LCP
メーター前後 0.5m以上は LCP 曲げ配管にて施工</td><td rowspan="2">ユニオン
13（金門ねじ）
20・25（上水ねじ）</td><td rowspan="3">メーターバルブ（副弁付）をメーター１次側のメーター筐内に設置すること。
（メーターユニットを使用する場合は、PP2 を使用することができる。）</td></tr>
<tr><td>SSPW
袋ナット付波状ステンレス鋼管（SUS316）</td></tr>
<tr><td>40・50</td><td rowspan="2">SSP・SSPW
メーター手前は SSP にて施工</td><td>ユニオン
40・50（上水ねじ）</td></tr>
<tr><td>50</td><td>フランジ接合
（上水フランジ）</td><td rowspan="2">メーター伸縮ソケット及び伸縮継手はメーターの先に設置すること</td></tr>
<tr><td>75 以上</td><td>短管２号（DIP）</td><td>フランジ接合
（上水フランジ）</td></tr>
</table>

※PEP 融着継手を使用した場合は、メーター周りの配管に PEP を使用することができる。
ただし、メーター及び仕切弁等の重量が直接配管に加わらないよう保護すること。

※メーターの取付け・取外しに支障の無いよう施工すること。

(3) メーター手前では、指定材料以外使用不可。

(4) メーターは、宅地境界に近接し、検針のしやすい位置に設置すること。

(5) メーター周り配管及び筺の形状並びに寸法は、次のとおりとする。

＜φ13～φ25mm＞

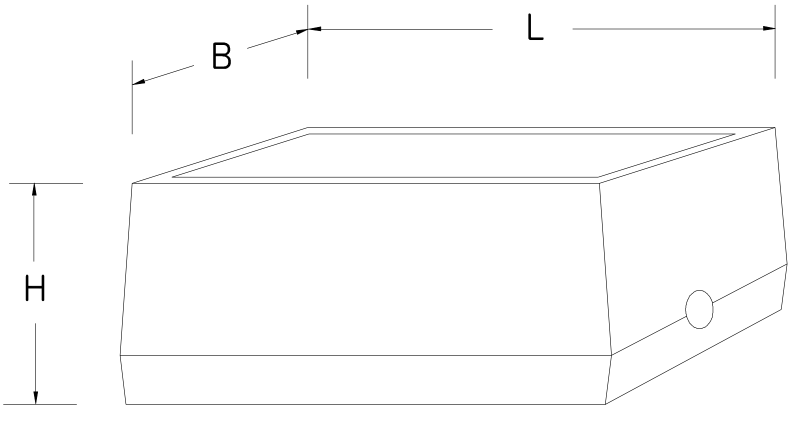

口径	種別	長さ	幅	高さ	備考
13・20	中型	350	212	200	寸法は内寸で表示 高低差 6m以上は大型を使用、下流にボール直結止水栓等を設置
25	大型	420	213	200	

＜φ40・φ50mm ユニオン＞（ ）書きはφ40

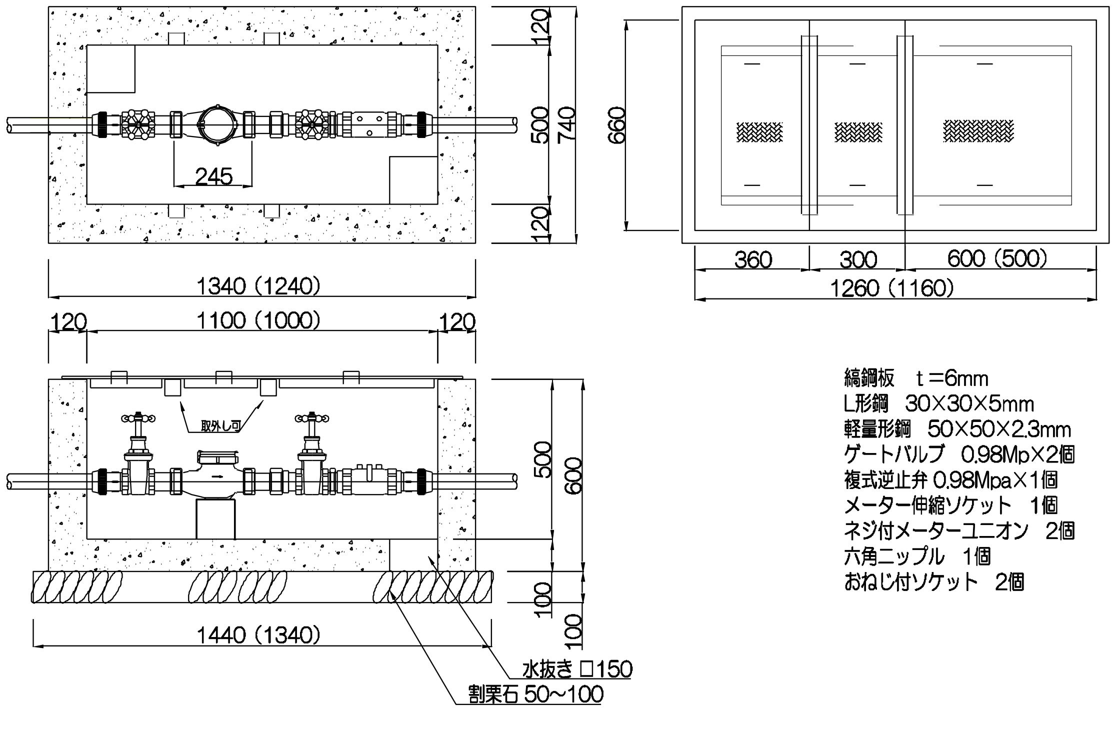

＜φ50mm フランジ＞

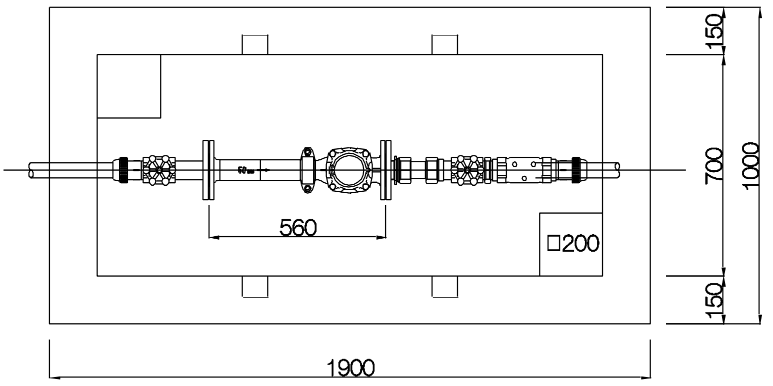

縞鋼板　t＝6.0mm
L形鋼　50×50×6.0mm
軽量形鋼　75×75×4.0mm
ゲートバルブ　0.98Mp×2個
複式逆止弁 0.98Mpa×1個
SUSねじきり管　1本
鋼管用シモク　1個
六角ニップル　1個
メーター用合フランジ　2枚
メーター伸縮ユニオン　1個
おねじ付ソケット　2個

※ 検針用の小窓設置

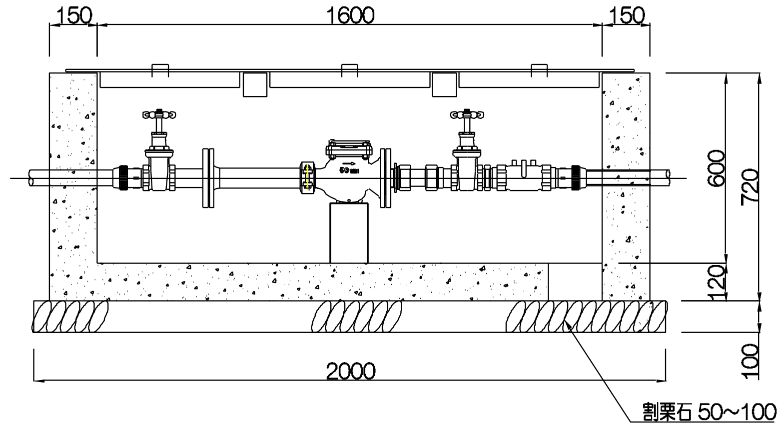

＜φ75mm 以上フランジ＞

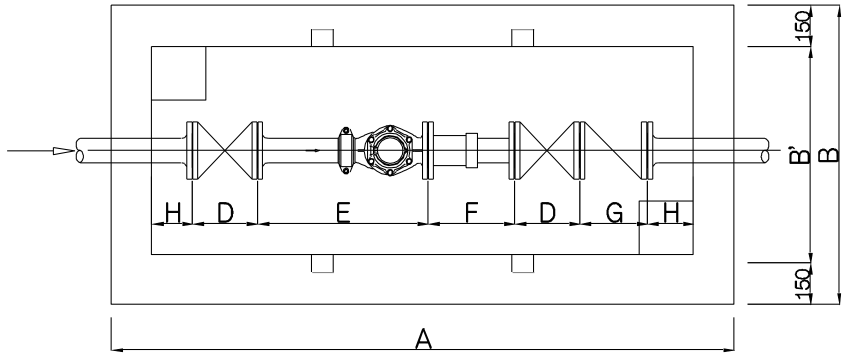

D=ソフトシール仕切弁×2基
F=伸縮継手×1個
G=チャッキバルブ 0.74MPa×1基

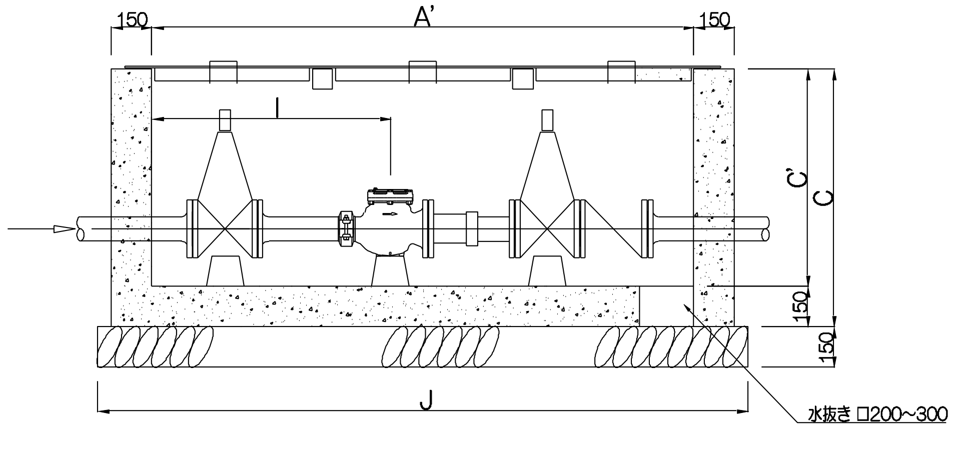

（単位　mm）

口径	A	A’	B	B’	C	C’
75	2,300 以上	2,000 以上	1,100	800	950	800
100	2,500 以上	2,200 以上	1,100	800	1,050	900
150	3,000 以上	2,700 以上	1,300	1,000	1,200	1,050

口径	D	E	F （参考値）	G	H	I	J	水抜
75	240	630	320 (伸縮量±20 以上)	250	150 以上	880	2,500	200□
100	250	750	365 (伸縮量±20 以上)	270	150 以上	980	2,700	250□
150	280	1,000	440 (伸縮量±20 以上)	370	150 以上	1,200	3,200	300□

口径	L	M	N	小窓
50	1,800	900	600	150×200
75	2,220	1,000	740	
100	2,400	1,000	800	
150	2,910	1,200	970	

＜量水器鋼板蓋＞

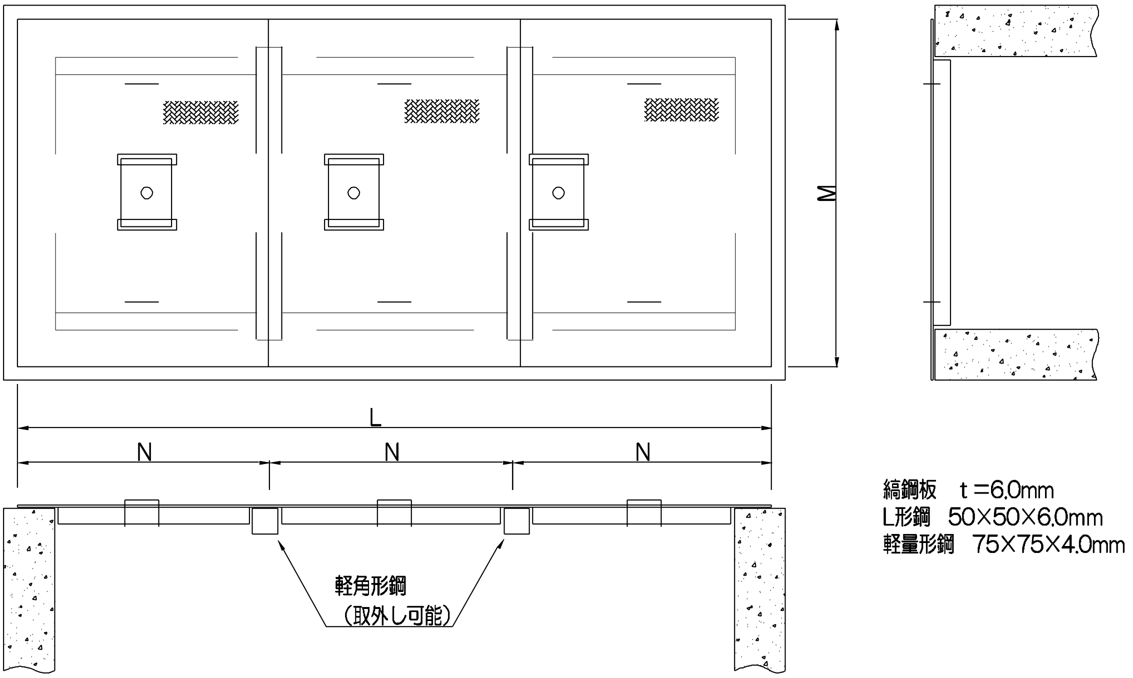

注）車両等の進入がない場所に設置すること。車両等が進入する場所にやむをえず設置する場合は、板厚を考慮すること。

8　道路内及びメーター周り配管

（１）　口径φ20・25mm 標準取出しによる配管図

①<LCP による取出し>（例）

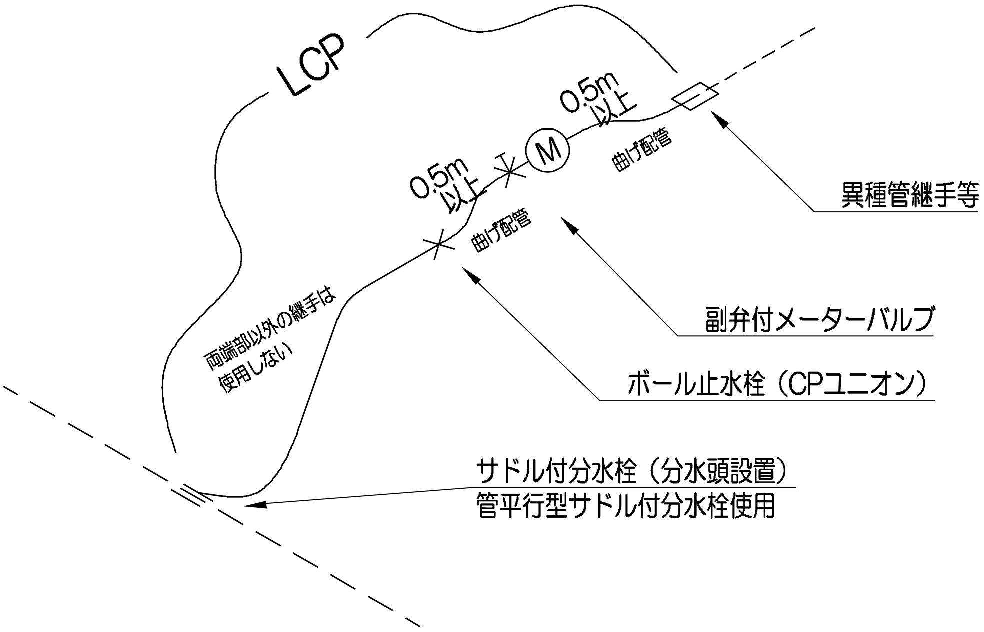

注１）サドル付分水栓・分水頭の向きは埋戻し時に緩まない方向とすること。

注２）メーター周りの LCP 配管については、曲げ配管にて施工すること。

注３）電気防食の施された配水管 SP からの分岐は絶縁継手の使用又は PP2 とすること。

②<PP2 による取出し>（例）

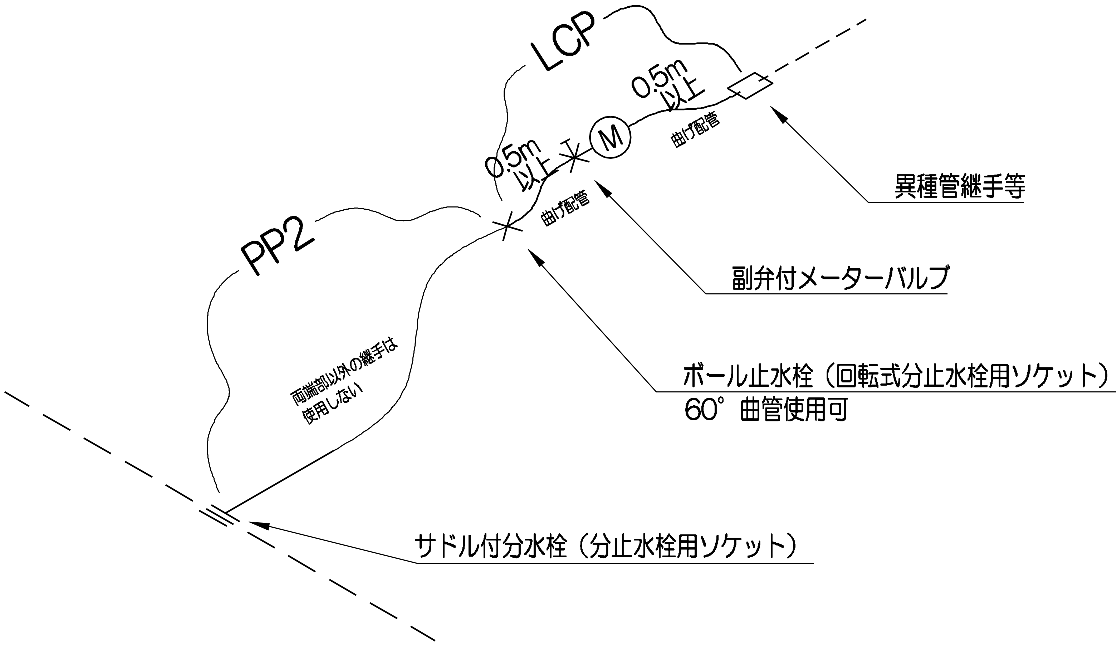

③＜SSP による取出し＞（例）

（2） 口径φ40・50mm 標準取出しによる配管図

①＜PP2 による取出し＞（例）

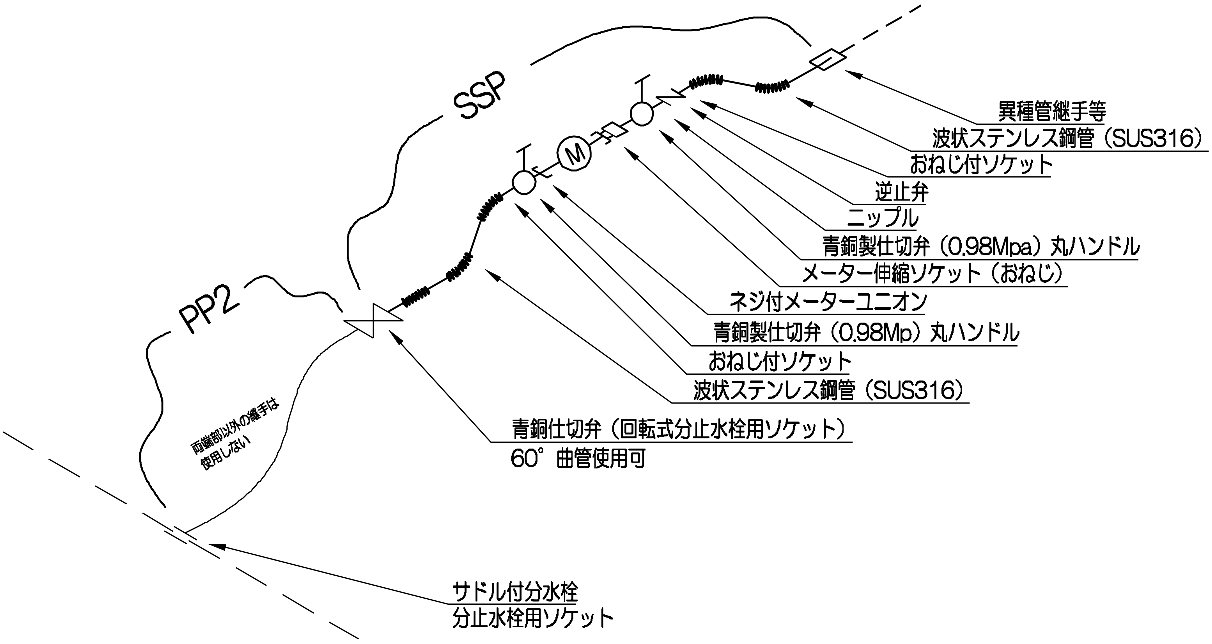

注）電気防食の施された配水管 SP からの分岐は絶縁継手の使用または PP2 とすること。

②<SSP による取出し>（例）

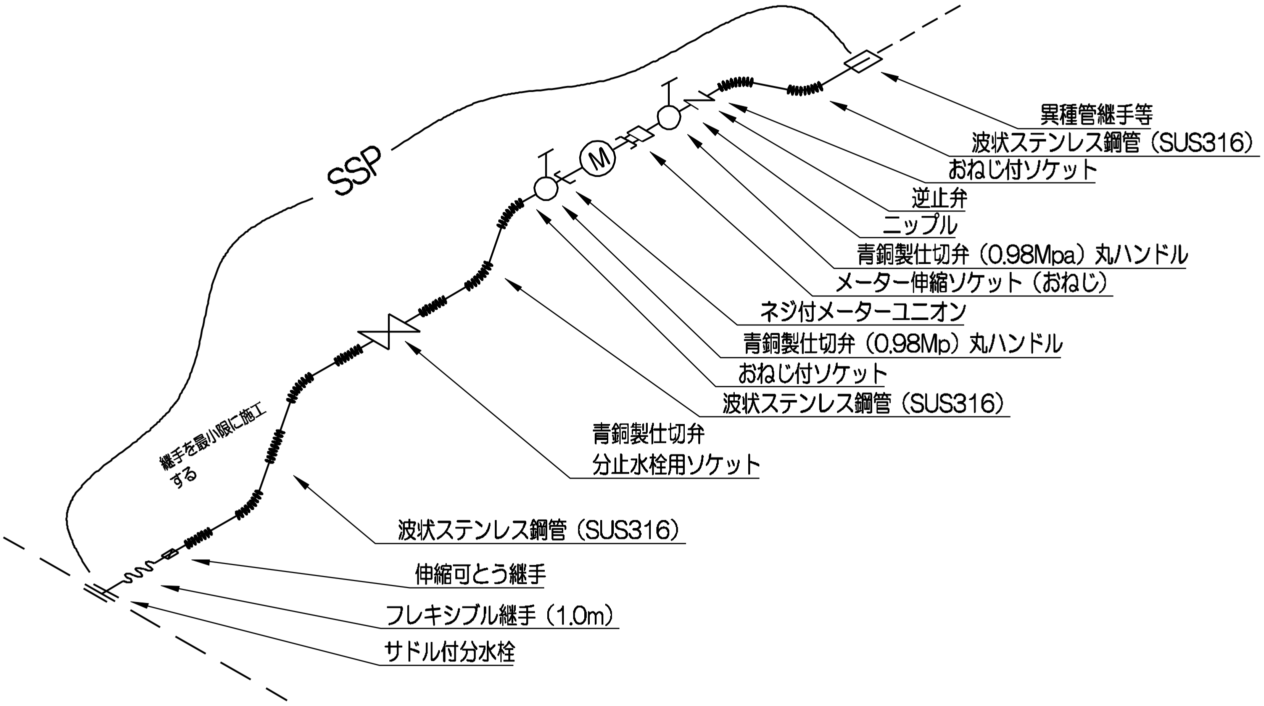

（３） 口径φ75mm 以上標準取出しによる配管図

①<ダクタイル鋳鉄管による取り出し>（例）

【配水管布設工事に準ずる。】

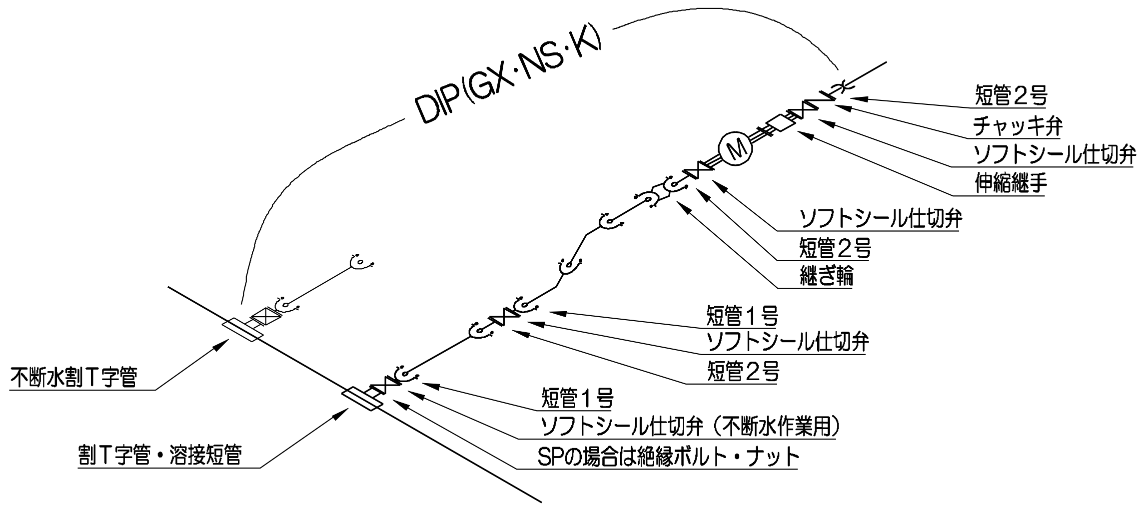

注１）メーター手前配管については耐震継手による施工とすること。

（GX･NS 及び K 形 3DN 対応押輪等）

注２）本管が SP の場合は溶接短管（テーパーダブリング短管）を使用すること。

取出し方法は、管種及び口径によって異なるので事前に協議し決定すること。

②＜水道配水用ポリエチレン管による取出し＞（例）

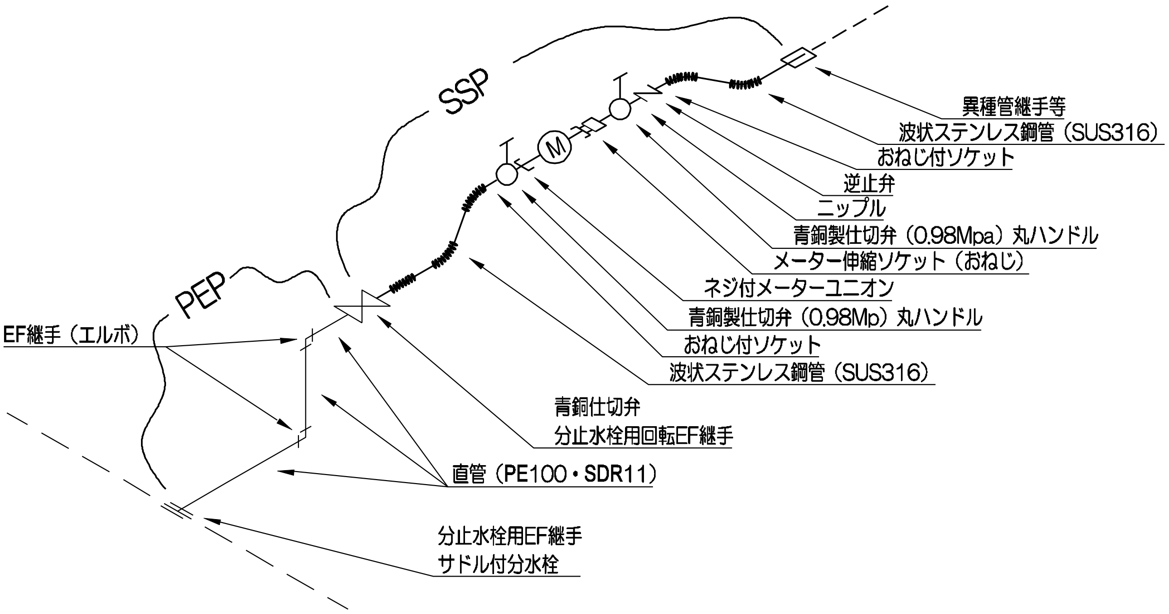

（４）　ビニール管φ50mm 標準取出しによる配管図（例）

＜φ20・φ25mm＞（例）

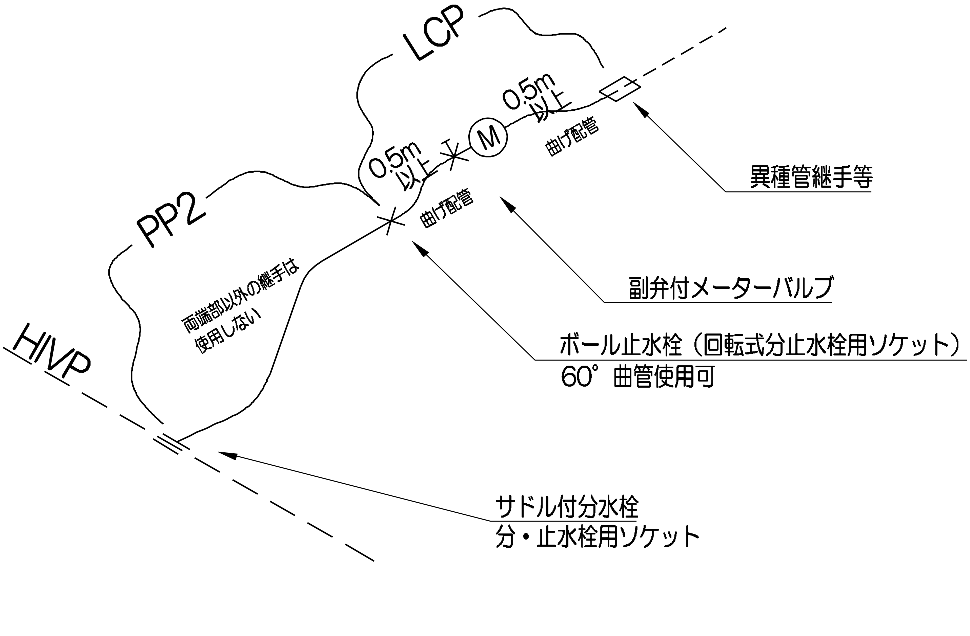

9　止水栓筐及び青銅弁筐の設置図

（1）止水栓筐（FC 製）

ア　底板を必ず使用すること。

イ　管上のすき間に土留めとして、防食テープ巻きすること。

ウ　蓋の取付け部が水の流れの下流側となるよう設置すること。ただし、勾配の強い場所に設置する場合は取付け部が一番高い位置とすること。

エ　土被りが深い場合はスリーブ管 VPφ100 を使用し、深さに合わせ調整すること。

オ　道路又は駐車場に設置する場合は、砕石基礎（RC-40）を施工すること。

カ　公道内又は複数で使用している止水栓の場合は、水栓番号を記入したプレートを蓋に取付けること。また、プレートは腐食しない材料を用いること。

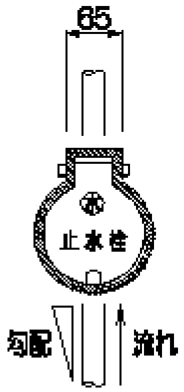

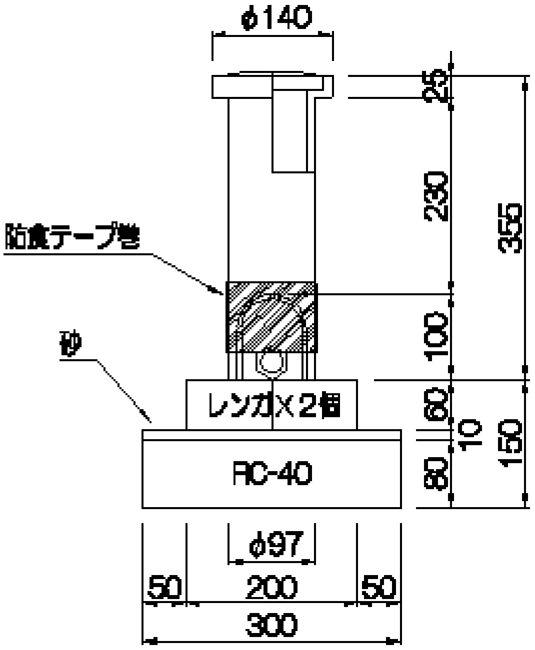

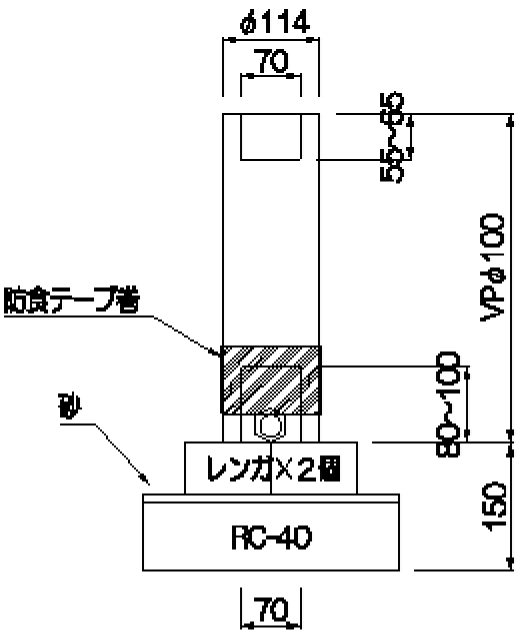

（２）止水栓筺（樹脂製）

ア・イ・ウについては FC 製と同様とする。

エ　道路及び駐車場に使用しないこと。

オ　胴パイプは VP φ 100 を使用し、上部は接着すること。また、胴パイプの高さは土被りに合せ　　調整すること。

カ　複数で使用している止水栓の場合は、水栓番号を記入したプレートを蓋に取付けること。また、プレートは腐食しない材料を用いること。

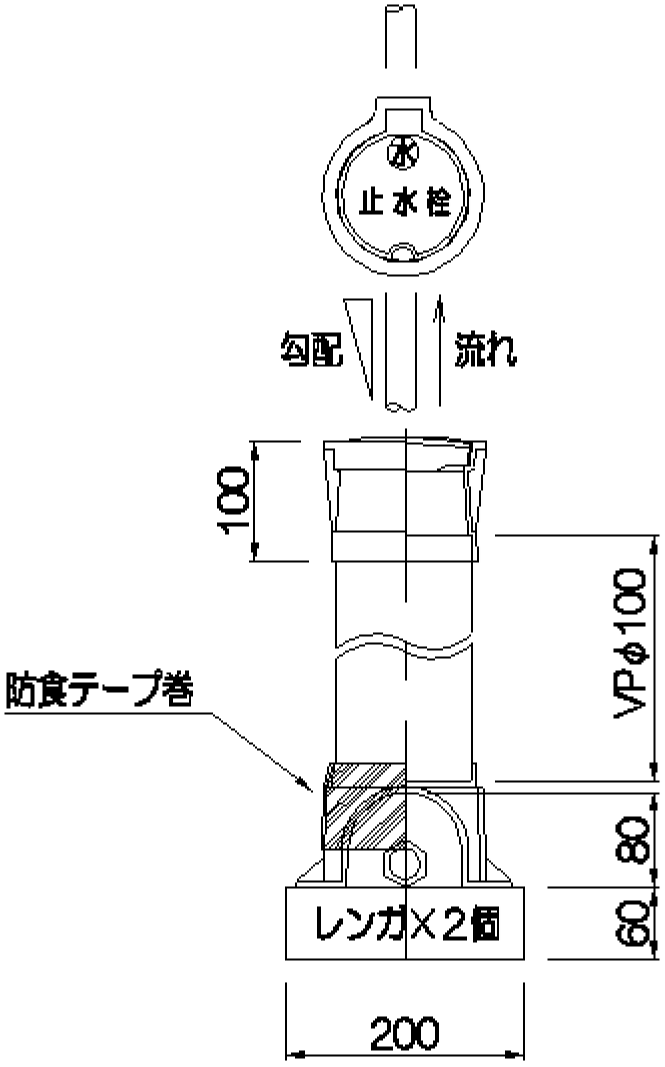

（３）青銅弁筐（FCD 製）

ア　座台は必ず設置すること。

イ　土被りが深い場合は、スリーブ管 VPφ150 を使用し、深さに合わせ調整すること。

ウ　道路又は駐車場に設置する場合は、砕石基礎（RC-40）を施工すること。

エ　公道又は複数で使用している青銅弁の場合は、水栓番号を記入したプレートを蓋に取付けること。
　また、プレートは腐食しない材料を用いること。

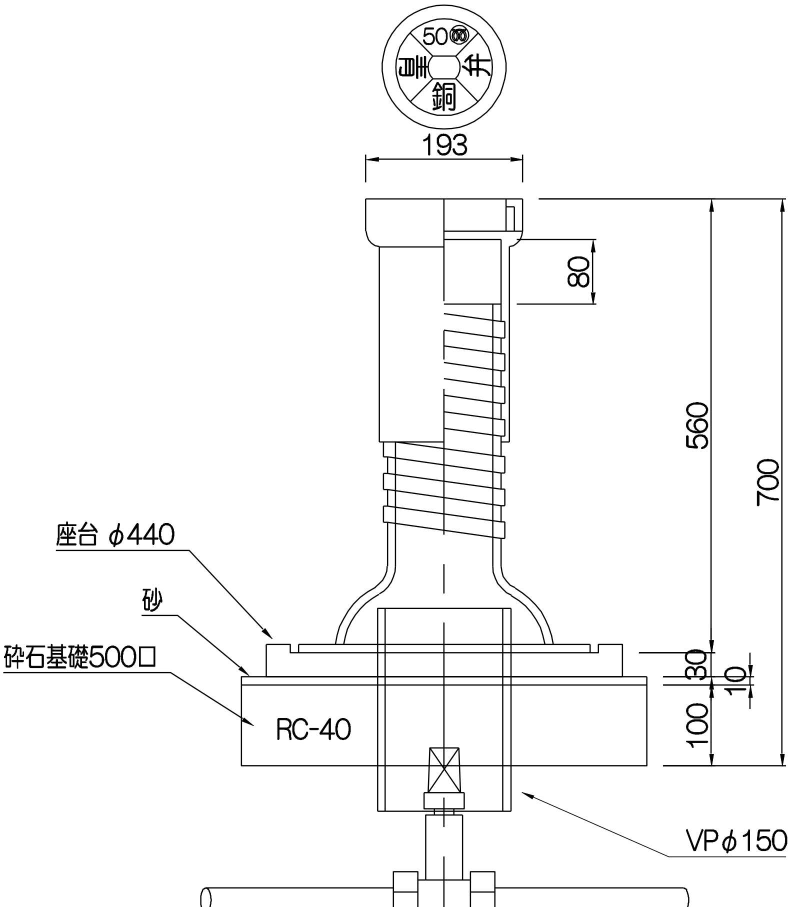

10　配水管及び給水管に使用する口径別の管種は、次の表を標準とする。

<table>
<tr><th>口径
(㎜)</th><th>管　　　　種</th><th>備　　　　考</th></tr>
<tr><td>13</td><td rowspan="3">LCP. SSP. PEP. PP2. XPEP. PBP.
VLGP.　HIVP</td><td rowspan="3">15A は 13 ㎜とみなす</td></tr>
<tr><td>20</td></tr>
<tr><td>25</td></tr>
<tr><td>40</td><td rowspan="2">SSP.　PEP.　PP2.　VLGP.　HIVP</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>50</td></tr>
<tr><td>75</td><td rowspan="2">DIP.　PEP.　SSP.　VLGP</td><td rowspan="4">80A は 75 ㎜とみなす
SSP は溶接接続及びフランジ接続</td></tr>
<tr><td>100</td></tr>
<tr><td>150</td><td rowspan="2">DIP.　PEP.　SSP</td></tr>
<tr><td>200</td></tr>
<tr><td>250</td><td rowspan="3">DIP.　SSP</td><td rowspan="3">SSP は溶接接続</td></tr>
<tr><td>300</td></tr>
<tr><td>350</td></tr>
</table>

注 1)　メーター1 次側の管種については別に定める。

注 2)　樹脂管は露出配管に使用してはならない。

注 3)　HIVP φ30 及び VLGP32A は標準口径としない。また、使用については既存管及び修繕用とする。

第３章　３階建て以上の建築物に対する直結直圧給水の特例　（施行基準第５条第１号ア）

1　趣　旨

直結給水の範囲を拡大することにより、受水槽等の維持管理が不要となるとともに、安心で安全な水を使用できるようにするため、直結直圧給水方式で施工する場合の必要事項を定めるものである。

2　適用範囲

3階建て以上の建築物で、直結給水が可能と認められ、かつ次の要件に適合するもの。

(1)　改造等により３階以上へ給水する場合は、第１止水栓からメーターまで、給水管の布設替を行うこと。

(2)　対象場所

3階建（ 9m）給水地盤高において年間最小動水圧	0.20MPa	を将来とも確保できる場所
4　〃（12m）　〃	0.25MPa	〃
5　〃（15m）　〃	0.30MPa	〃

注）最小動水圧が不明なときは、給水する場所と同等標高における給水栓等の水圧を、24 時間記録し提出すること。

(3)　取出し可能な配水管口径であること。（取出し口径が配水管口径の 2 サイズ以下）

(4)　使用に支障のない取出し口径であること。

(5)　取出し口径が 75mm 以下で、口径 50mm（ユニオン）以下のメーターの設置であること。

(6)　一日最大使用水量が 50m3 以下で、給水栓の高さが 15m 以下の建物。

3　給水方法

(1)　直結式

集合住宅、複合住宅（1 戸でも住宅を含む業務用ビル）で直結式に適合する建物。ただし、3 階建てについては業務用ビルも可能。

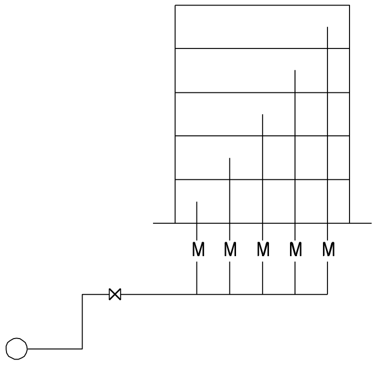

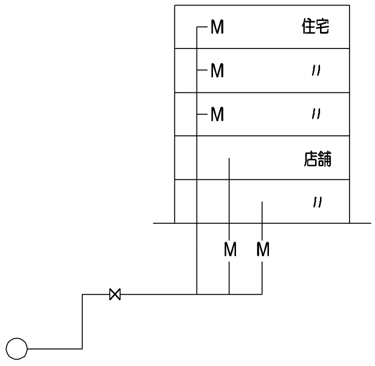

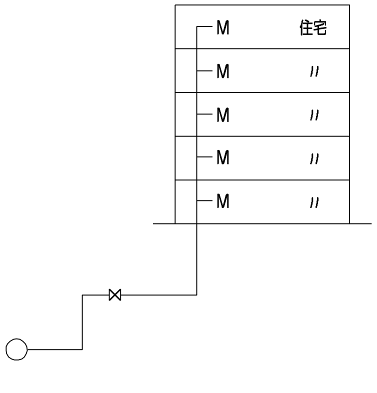

⑵　用途別分離方式　　複合住宅で一部業務用の用途が受水槽を必要とする建物

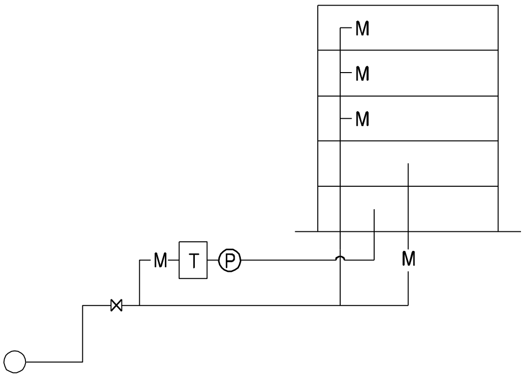

4　メーター周り

⑴　メーター口径は20mm を標準とする。また、メーター上流側に副弁付止水栓、下流側にはボール直結止水栓を設置するものとし、メーター筐内にすべてが収まるよう考慮すること。

⑵　３階建ての場合は、地付けでメーターを設置することを原則とする。

5　特例適用の申込み

⑴　本特例の適用を希望する者は、事前に「3 階建て以上の建築物に対する直結直圧給水の事前協議書」（様式第１号）を提出し、上下水道部と協議した後「3 階建て以上の建築物に対する直結直圧給水の特例申請書」（様式第２号）により申請するものとする。**ただし、3 階がバルコニー等で水栓の設置が１栓のみの場合は当該申請書（様式第 1 号）を、3 階建ての専用住宅（１戸建て）及び一事業所ビル等で特別な仕様のない場合は、当該申請書（様式第 2 号）を必要としない。**

⑵　特例適用の可、不可は「事前協議書」の内容を審査し決定する。

6　維持管理

⑴　特例の承認を受けた申請者は、当該建物に係る給水装置等の維持管理を統括し、事務処理を行うため、管理責任者をおかなければならない。

⑵　特例の承認を受けた申請者は、「給水方式の特例に係かる維持管理届」（様式第３号）を給水申込時に提出しなければならない。ただし、すべてのメーターが地付けの場合は、当該届は必要としない。

第４章　受水槽以下設備の給水装置
（直結給水）への切替え工事

1　総　則

受水槽式給水設備を直結給水方式に変更する工事を行う場合、工事承認を申請する者（指定給水装置工事事業者が申請手続きを委任されている場合は当該工事事業者）は、工事施工前に受水槽以下設備が給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号。以下「構造材質基準」という。）に適合していることを確認する。

2　既設流末装置の直結

⑴　古い建物で水道用亜鉛メッキ鋼管（GP）を使用している場合は、直結給水はできない。
ただし、高置受水槽のあるときは、低置受水槽を撤去し第 1 止水栓から高置受水槽までの配管の布設替を行い、所定の検査を行ったうえで、高置受水槽まで直結にすることができる。（様式第４号を提出）

⑵　新しい建物で水道用ライニング鋼管（VLGP）等を使用し、管端防食継手にて施工している場合は、第１止水栓からメーターまでの配管の布設替、及び各戸メーター周り（私設メーターは除く。）の布設替を行い、所定の検査を行ったうえで直結とすることができる。

3　既設ビルの直結給水への切替え例

	既　設　ビ　ル	改　　良　　例
業務用ビル	高置受水槽式 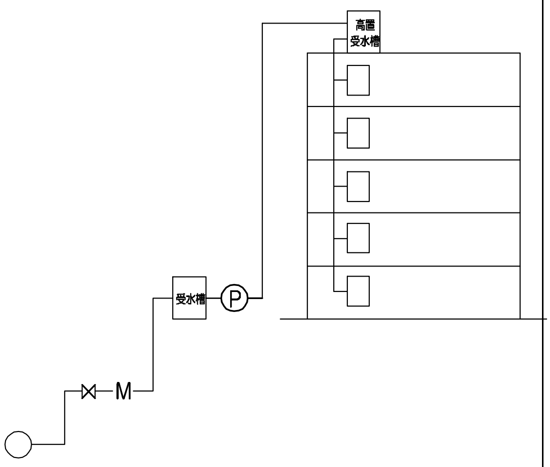 凡例 M　市メーター □　私設メーター（設置しなくても良い）	ビルが古い場合 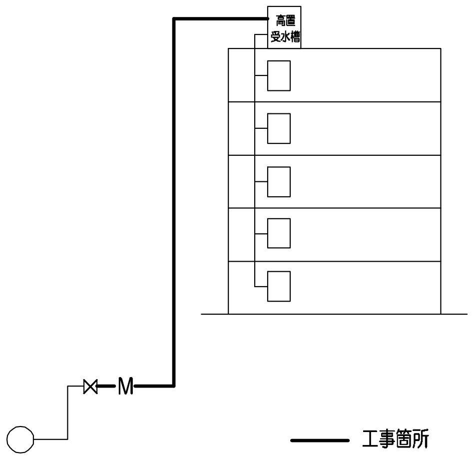

	既　設　ビ　ル	改　　良　　例
住 宅 ビ ル	高置受水槽式 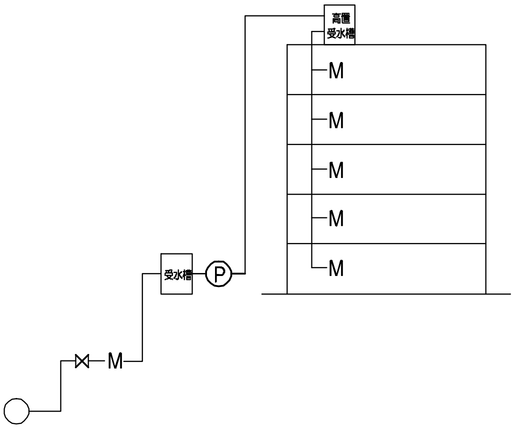 凡例 M　市メーター □　私設メーター（設置しなくても良い）	ビルが古い場合 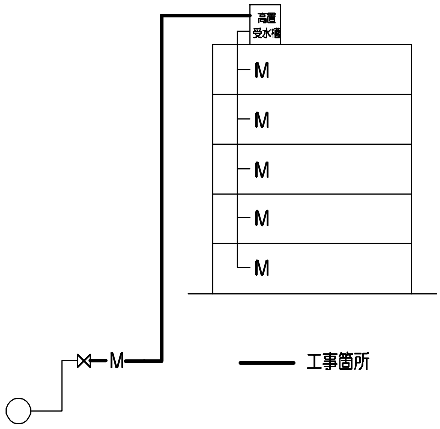 ビルが新しい場合 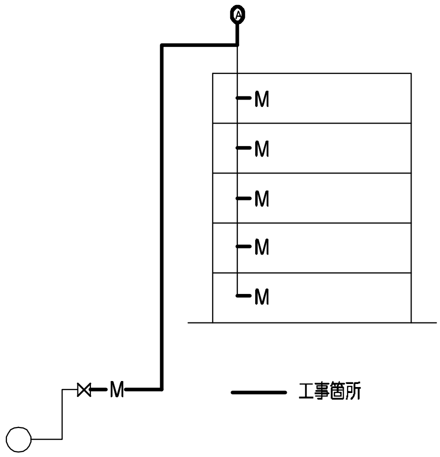 ※各戸メーター周りの改修を行う
	加圧ポンプ式 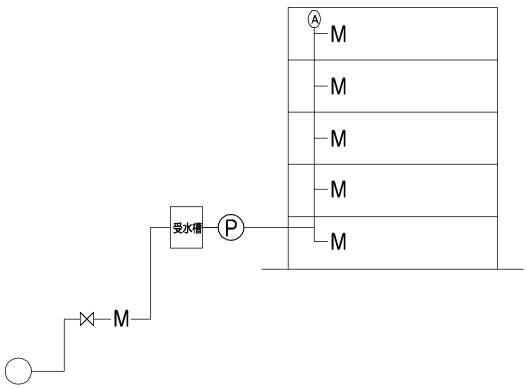	ビルが新しい場合 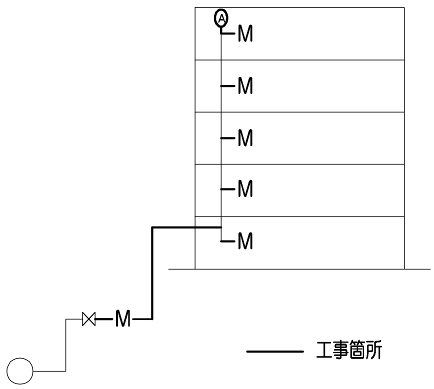 ※各戸メーター周りの改修を行う

4　事前確認事項（既設配管の状況により異なる）

（１）更生工事の履歴のない受水槽式給水設備から、直結給水方式に切替える場合

① 既設配管の材質

・構造材質基準に適合した製品が使用されていることを現場及び図面にて確認する。

・構造材質基準に適合した製品が使用されていない場合は、同基準に適合した給水管、給水用具に取替える。

・サンプルを採取（共用直管部、曲管部、専用部等）し腐食状態を確認する。

② 既設配管の耐圧試験

・耐圧試験における水圧は1.75MPa を原則とし、1分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。ただし、受水槽以下設備を給水装置（直結直圧式）に切替える場合の試験水圧は、当該地域内の夜間を通した1日の最大圧力に水撃圧0.55MPaを加えた圧力とすることができる。

・受水槽以下設備を給水装置（直結増圧式）に切替える場合は、増圧給水設備設定圧力が当該地域内の夜間を通した1日の最大圧力を超えるときは、増圧給水設備の設定吐出圧に水撃圧0.55MPaを加えた圧力とすることができる。

・上記試験を実施したときは写真撮影を行い、その写真を提出する。

③ 水質検査

・直結給水への切替え前において、水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者による水質検査を行い、水道法第4条に定める水質基準に適合していることを確認する。

・採水方法は、毎分5ℓの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させたのち採水するものとする。

・直結給水切替え後の検査項目は、味、臭気、色度、濁度、鉄、pH等とし、残留塩素濃度を測定し細菌による汚染がないことを含め異常がないことを確認する。

（２）更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が明らかな場合

① 既設配管の材質

・ライニングに使用された塗料が水質及び構造材質基準に影響がない製品である場合は、施工時の施工計画書（工法、塗料、工程表等）及び施工計画に基づく施工報告書（写真添付）並びに塗料の浸出性能基準適合証明書の確認を行う。
なお、塗料が第三者認証品である場合は、浸出性能基準適合証明書に代えて認証登録証の写しとすることができる。

・サンプルを採取（共用直管部、曲管部、専用部等）し腐食状態を確認する。

② 既設配管の耐圧試験

・耐圧試験における水圧は1.75MPa を原則とし、1分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。ただし、受水槽以下設備を給水装置（直結直圧式）に切替える場合の試験水圧は、当該地域内の夜間を通した1日の最大圧力に水撃圧0.55MPaを加えた圧力とすることができる。

・受水槽以下設備を給水装置（直結増圧式）に切替える場合、増圧給水設備設定圧力が当該地域内の夜間を通した1日の最大圧力を超えるときは、増圧給水設備の設定吐出圧に水撃圧0.55MPaを加えた圧力とすることができる。

・上記試験を実施したときは写真撮影を行い、その写真を提出する。

③ 浸出性能確認の水質検査

・直結給水への切替え前において、適切な施工が行われたことを確認するため、現地にて水道水を毎分5ℓの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させた水を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水（ブランク）として採取し、水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者による水質検査を行い、構造材質基準における「浸出等に関する基準」に適合していることを確認する。

・直結給水切替え後の水質検査項目は、味、臭気、色度、濁度、pHのほか、更生工事に使用された塗料から浸出する可能性のある項目とし、残留塩素濃度を測定し細菌による汚染がないことを含め異常がないことを確認する。

（「JIS S 3200-7 水道用器具-浸出性能試験方法」の「表２ 材質別項目」による。）

≪参考≫

試験項目については、「JIS S 3200-7 水道用器具-浸出性能試験方法」の「表２ 材質別試験項目」に規定する2液性エポキシ樹脂の試験項目である12項目（有機物(全有機炭素(TOC)の量)、フェノール類、シアン、エピクロロヒドリン、アミン類、2,4-トルエンジアミン、2,6-トルエンジアミン、ホルムアルデヒド、酢酸ビニル、スチレン、1,2-ブタジエン、1,3-ブタジエン）等とする。

（３）更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が確認できない場合

① 既設配管の材質

・サンプルを採取（共用直管部、曲管部、専用部等）し腐食状態を確認する。

② 既設配管の耐圧試験

・耐圧試験における水圧は1.75MPa を原則とし、1 分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。ただし、受水槽以下設備を給水装置（直結直圧式）に切替える場合の試験水圧は、当該地域内の夜間を通した1日の最大圧力に水撃圧0.55MPa を加えた圧力とすることができる。

・受水槽以下設備を給水装置（直結増圧式）に切替える場合は、増圧給水設備設定圧力が当該地域内の夜間を通した1日の最大圧力を超えるときは、増圧給水設備の設定吐出圧に水撃圧0.55MPaを加えた圧力とすることができる。

・上記試験を実施したときは写真撮影を行い、その写真を提出する。

③浸出性能確認の水質検査

・ライニングに使用された塗料については、既設給水管の一部をサンプリングし、それを供試体として「JIS S 3200-7 水道用器具-浸出性能試験方法」に基づき試料液を採取、水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者による水質検査を行い、構造材質基準における「浸出等に関する基準」に適合していることを確認する。

・既設給水管のサンプリングが困難であり、浸出性能試験が実施できない場合は、現地にて水道水を16時間滞留させた水（給水設備のライニングされた管路内の水であって、受水槽等の水が混入していないもの。）を採取するとともに、管内の水をすべて入替えた後の水を対照水（ブランク）として採取し、水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者による

水質検査を行い、構造材質基準における「浸出等に関する基準」に適合していることを確認する。この場合において、一度の採水で5ℓの水量を確保できない場合は、同じ操作を繰り返し行い、水量を確保する。

・直結給水切替え後の水質検査項目は、味、臭気、色度、濁度、pHのほか、構造材質基準における「浸出等に関する基準　別表第１」のすべての項目とし、残留塩素濃度を測定し、細菌による汚染がないことを含め異常のないことを確認する。

５　給水装置工事の申請

受水槽式給水設備を直結給水方式に切替える工事は、既に給水の申請を受け受水槽まで供給している給水装置に接続する工事であることから、給水装置の改造工事として取り扱うものである。なお、申請の際には次の図書類を添付する。

図　　　書　　　類	（１）	（２）	（３）
直結給水・直結増圧式給水事前協議書（様式第５号）	○	○	○
事前確認事項確認報告書	○	○	○
給水装置改造工事申込書	○	○	○
水質試験成績証明書	○	○	○
塗料の浸出性能基準適合証明書。ただし、第三者認証品の場合は当該機関の認証登録証の写し		○	
ライニングによる更生工事施工時の施工計画書		○	
同上施工報告書（写真添付）		○	
浸出性能確認の水質試験成績証明書		○	
浸出性能試験成績証明書			○
既存建築物に関する直結給水に係る誓約書（様式第６号）	○	○	○
その他指示した図書等	○	○	○

表中の（１）（２）（３）は、本文の「４　事前確認事項」に記載されている各項目に該当する場合を示し、また○は必要添付書類を示す。

第５章　直結増圧設備設置工事

1　総　則

本章は、給水方式の特例として承認する直結増圧方式で給水する場合について、給水装置の設計及び施工に関し必要な事項を定める。

2　給水方式

直結増圧方式とは、給水管の途中に増圧装置を設置し、配水管の圧力を利用しつつ、これに圧力を加え、給水栓まで直接給水する方式をいう。

3　設　計

(1)　直結増圧方式と受水槽方式との併用は認めない。

(2)　直結増圧方式を選択して施工する場合、直結増圧給水条件承諾書（様式第７号）を提出すること。

(3)　直結増圧方式を選択可能な条件

①　住居専用建物であること。

②　受水槽方式を直結増圧方式に改造する場合は、第１止水栓からメーターまで、給水管の布設替えを行うこと。

③　分岐対象となる配水管の口径がφ75mm 以上であること。

④　分岐する給水管の口径がφ75mm 以下であること。また、分岐口径は配水管口径より２ランク以上小さい口径（下記表のとおり）とする。

分岐口径	配水管口径
φ40mm 以下	φ75mm～350mm
φ50mm	φ100mm～350mm
φ75mm	φ150mm～350mm

⑤　分岐する給水管口径がφ50mm 以上となる場合は、配水管の管種が HIVP でないこと。

⑥　集合住宅等の施設は、親メーターを設置するスペースが確保されること。

⑦　配水管網への影響を検証し、その解析により給水可能と判断できること。

⑧　給水管の管内流速が 2.0m/sec 以下となること。

⑨　各戸メーターの最小口径はφ13mm とし、それぞれのメーター口径の定格最大流量を超えないこと。

(4)　給水管及びメーター口径の決定

直結増圧方式は、増圧装置や取出し口径が建物内の使用水量の変動と直接的に影響し合うことから、口径決定にあたっては、使用実態に沿った同時使用水量を的確に把握する必要がある。

口径決定は、初めに建物内の同時使用水量を算定し、その水量を給水できる性能を有する増圧装置を選定し、さらにその水量に応じた取出し口径を決定することとなる。

①　設計水圧

設計水圧は、配水管の日最小動水圧から 0.05Mpa 差引いた圧力にて計算する。

②　設計水量

設計水量の算定については、「給水用具給水負荷単位等により求める方法」により同時使用水量を算定することとし、「戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法」、「居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法」を算定に用いることもできる。

給水用具給水負荷単位表

給　水　用　具	給水負荷単位		給　水　用　具	給水負荷単位	
	個人用	事業用		個人用	事業用
大便器　（洗浄弁）	6	10	浴槽　（水栓）	2	4
大便器　（洗浄水槽）	3	5	シャワー　（混合弁）	2	4
小便器　（洗浄弁）	―	5	台所流し　（水栓）	3	―
小便器　（洗浄水槽）	―	3	料理場流し　（水栓）	2	4
洗面台　（水栓）	1	2	食器流し　（水栓）	―	5
手洗い　（水栓）	0.5	1	掃除用流し　（水栓）	3	4

空気調和衛生工学便覧 平成 7 年度版による

算定方法は下表のとおり。

<table>
<tr><th colspan="2">建物の種類</th><th>器具給水負荷単位</th><th>その他の算定法</th></tr>
<tr><td rowspan="2">住居専用
建物
(集合住宅)</td><td>ファミリータイプ</td><td>8 単位</td><td rowspan="2">「戸数」から求める算定法（ＢＬ法）
Q＝42N$^{0.33}$（10 戸未満）
Q＝19N$^{0.67}$（10 戸以上 600 戸未満）
（Q：同時使用水量 ℓ/分　　N：戸数）

「居住人数」から求める算定法
Q＝26P$^{0.36}$（1～30 人）
Q＝13P$^{0.56}$（31～200 人）
（Q：同時使用水量 ℓ/分　　P：人数）</td></tr>
<tr><td>ワンルームタイプ</td><td>5 単位</td></tr>
<tr><td colspan="2">事務所ビル等</td><td>設置されている
全ての単位数</td><td>種類別単位給水量からの算定法（衛生工学便覧 表利用）
　種類・業種別単位面積当たりの人数に面積を乗じ人数を算定し、人数に種類・業種別単位給水量を乗じて使用水量を算定する。</td></tr>
</table>

※　「戸数」から求める計算法を用い算定するときは、ワンルームタイプはファミリータイプで算定した水量の 65%を見込む。
「居住人数」から求める計算法を用いるときは、ファミリータイプを「1 戸当たり 4 人」、ワンルームタイプを「1 戸当たり 2 人」として算定する。

③　水理計算

直結増圧方式は、配水管の水圧では給水できない中高層建物において、末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力を増圧装置により補い、これを使用できるようにするものである。

ここで増圧装置の吐出圧は、末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力を確保できるように設定する。増圧装置の下流側の給水管及び給水用具の圧力損失、末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力、及び増圧装置と末端最高位の給水用具との高低差の合計が、増圧装置の吐出圧である。

ア　増加圧力の算定

増圧装置による増加圧力（全揚程「Ｐ８」）は、次により算定する。

Ｐ８　＝　Ｐ７－Ｐ９　＝　Ｐ１＋Ｐ２＋Ｐ３＋Ｐ４＋Ｐ５＋Ｐ６－Ｐ０

イ　吐出圧力（Ｐ７）及び有効圧力（Ｐ９）の算定

増圧装置の吐出圧力及び増圧装置吸込み側の有効圧力は次により算定する。

Ｐ７　＝　Ｐ３＋Ｐ４＋Ｐ５

Ｐ９　＝　Ｐ０－（Ｐ１＋Ｐ２＋Ｐ６）

Ｐ０：設計水圧（配水管圧力）
Ｐ１：増圧装置の上流側の給水管及び給水用具の損失水頭
Ｐ２：減圧式逆流防止装置及び増圧装置の損失水頭
Ｐ３：増圧装置の下流側の給水管や給水用具の損失水頭
Ｐ４：末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力（圧力水頭）
Ｐ５：増圧装置と末端最高位の給水用具の高低差による損失水頭
Ｐ６：配水管と増圧装置との高低差
Ｐ７：増圧装置の吐出圧力（圧力水頭）
Ｐ８：増圧装置の全揚程
Ｐ９：増圧装置一時側の有効圧力

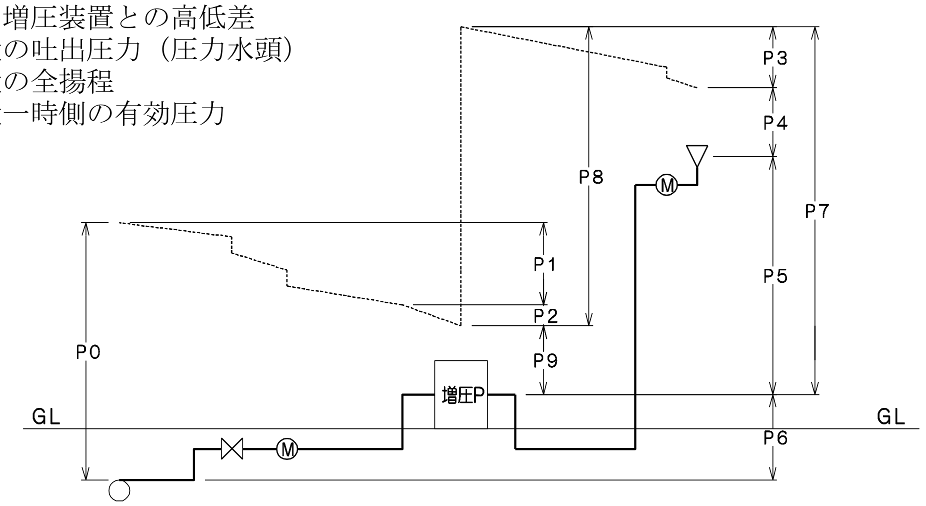

4　増圧装置

増圧装置の仕様としては、（公社）日本水道協会規格「水道用直結加圧型ポンプユニット（JWWA B130）」が一般的である。

(1)　増圧装置の設置

増圧装置の設置は、次の事項に留意して行うこと。

①　増圧装置の設置台数は、１建物につき１ユニットとする。
②　増圧装置は、点検や維持管理が容易に行える場所に設置すること。
③　増圧装置は原則として１階に設置すること。
④　増圧装置の口径は、給水主管又はメーター口径と比べ同口径、若しくはそれ以下とすること。
⑤　増圧装置の流入及び流出接合部には、適切な防振対策を施すこと。

(2)　増圧装置の運転制御（以下の機能を搭載したものとする）

①　本管圧力に急激な変動を及ぼさないよう、ソフトスタート・ソフトストップ
②　断水等により吸込み側の圧力が通常より低下した場合のポンプ自動停止

PT＝P0－(P1＋P2＋P6＋0.05Mpa)

PT：増圧装置の自動停止設定圧力
P0：設計水圧
P1：減圧式逆流防止装置一次側の給水管及び給水器具の損失水頭
P2：減圧式逆流防止装置及び増圧装置の損失水頭
P6：配水管と増圧装置との高低差による損失水頭

③　通常圧力に復帰した場合のポンプ再起動（自動復帰圧力）

自動復帰圧力は、自動停止圧力＋0.03Mpa とする。

(3)　減圧式逆流防止装置の設置

原則として逆流防止装置は、増圧装置の上流側に設置すること。

（上流側に逆流防止装置を設置することで損失水頭が設計圧(P0)を超える場合は、増圧装置の下流側に設置する。）

5　増圧装置の設置猶予

(1)　設置猶予の条件

①　対象地区

全給水区域

②　対象建物（5 階以下）

住居専用建物

事務所、店舗ビル、店舗併用住居建物

③　メーター口径

φ20mm ～ φ50mm

④　その他の猶予条件

(ア)　申請者自らが増圧装置設置の猶予を希望していること。

(イ)　設置猶予後、増圧装置を設置する必要が生じる事態を考慮し、増圧装置の設置スペースがあらかじめ確保されていること。

(ウ)　直結直圧方式での水理計算から、必要とする水圧以上の値を現地での水圧調査の結果確保できていること。

(エ)　給水装置工事申込時に増圧給水設備等設置猶予条件承諾書(様式第８号)を提出すること。

(オ)　配水管の水圧、その他の事情により、給水に支障が生じた場合、所有者の責任及び費用負担で増圧装置を設置すること。

(2)　施工条件

①　増圧装置の設置スペースの確保

前記 5 (1) ④ (オ) に対応できるスペースが確保されていること。また、設置スペースが確保されていることを確認するため事前協議書及び給水装置工事申込書における設計図、しゅん工図等に増圧装置の設置スペースを図示し、引出し線により表記する。

②　増圧装置設置猶予後の出水不良の発生について

増圧装置設置猶予後において、出水不良等給水に支障が生じた場合は、提出された増圧給水設備等設置猶予条件承諾書に基づき、所有者が解決するものとし、各使用者にその旨の周知徹底に努めるものとする。

6　直結増圧給水方式による４階建て建物の計算例（**給水器具負荷単位による算定方法**）

・設計条件

給水管引込口径	φ50mm
管内流速	2.0m/sec 以下
最上階末端住宅での必要水頭	Ｐ４＝10m（0.1Mpa）
最上階末端住宅での使用水量	0.45ℓ/sec（27ℓ/min）
青銅弁の直管換算長	0.5m
親メーターの直管換算長	25.0m
減圧式逆流防止装置及び増圧装置の損失水頭	10.0m
住宅戸数	φ20×5F 建て各階 4 戸＝20 戸
配水管の設定水圧	0.25Mpa
配水管と増圧装置の高低差	1.5m
各戸メーターの直管換算長	6.0m
メーターバルブの直管換算長	8.0m
給水栓の直管換算長	3.0m
室内配管長　Ａ－Ｂ	12.0m

換算管延長

A〜B	L=12m＋3m(給水栓)＋6m(メーター)＋8m(メーターバルブ)＝29.0m
B〜B1	L=5m
B1〜B2	L=5m
B2〜B3	L=5m
B3〜C	L=2m
C〜D	L=3.0m
D〜E	L=3.0m
E〜F	L=3.0m
F〜G	L=3.0m
G〜H	L=6.0m
H〜I	L=7.0m＋25m(親メーター)＝32m
I〜J	L=5.0m＋0.50m(青銅弁)＝5.5m

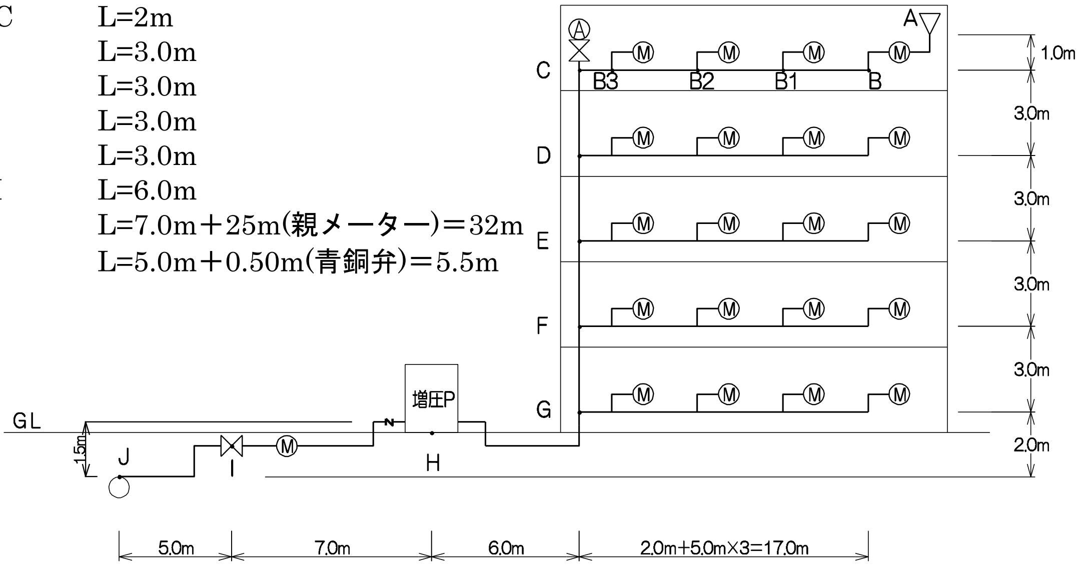

ウエストンの公式から

V＝(Q×4)／(π×D＾2)

Q＝V×(π×D＾2)／4

h＝ (0.0126＋(0.01739−0.1087×D)／(V＾0.5)) ×(L／D)×((V＾2)／(2×g))

V：管内の平均流速(m/sec)　D：管の口径(m)　Q：流量(m3/sec)

h：管の摩擦損失水頭(m)　　L：管の延長(m)　g：重力加速度(9.8m/sec＾2)

π：円周率(3.1415926535･･･)

負荷単位流量線図の近似値算定式（洗浄水槽式の同時使用水量）

Q＝10＾ (0.678939×log(負荷単位数)＋0.846502))＋0.5　　※若干の誤差あり

Q：流量(ℓ/min)

区間	戸数	負荷単位数	口径(mm)	L：換算管延長(m)	Q：流量(ℓ/min)	V：流速(m/sec)	h：損失水頭(m)	損失水頭累計
A〜B	1	8	20	29.0	29	1.54	4.36	4.36
B〜B1	1	8	40	5.0	29	0.38	0.03	4.39
B1〜B2	2	16	40	5.0	46	0.61	0.07	4.46
B2〜B3	3	24	40	5.0	61	0.81	0.11	4.57
B3〜C	4	32	40	2.0	74	0.98	0.06	4.63
C〜D	4	32	50	3.0	74	0.63	0.03	4.66
D〜E	8	64	50	3.0	118	1.00	0.08	4.74
E〜F	12	96	50	3.0	156	1.32	0.12	4.86
F〜G	16	128	50	3.0	189	1.60	0.17	5.03
G〜H	20	160	50	6.0	220	1.87	0.46	5.49
H〜I	20	160	50	32.0	220	1.87	2.44	7.93
I〜J	20	160	50	5.5	220	1.87	0.42	8.35

給 水 量 :220ℓ/min

必要水頭 :h＝13.5m(給水栓の高さ)＋10.0m(給水栓の必要圧)

＋5.49m(給水管損失水頭)＝28.99m

○配水管と増圧装置の高低差	P6＝1.5m
○増圧装置上流側の損失水頭	P1＝0.42m+2.44m＝2.86m（H～J）
○減圧式逆流防止装置及び増圧装置の損失水頭	P2＝10.0m
○増圧装置下流側の損失水頭	P3＝4.36m+0.03m+0.07m+0.11m+0.06m +0.03m+0.08m+0.12m+0.17m+0.46m＝5.49m
○増圧装置と末端最高位の給水用具との高低差	P5＝1.0m+3.0m+3.0m+3.0m+3.0m+2.0m−1.5m＝13.5m
○吐出圧力の設定値	P7＝5.49m+10.0m+13.5m＝28.99m
○増圧装置一時側有効圧力	P9＝25.0m−(2.86m+10.0m+1.5m)＝10.64m
○増圧装置の全揚程	P8＝2.86m+10.0m+5.49m+10.0m+13.5m+1.5m−25.0m＝18.35m

※　上記算出値を基に、過大にならない増圧装置を選定すること。

○動水勾配線図

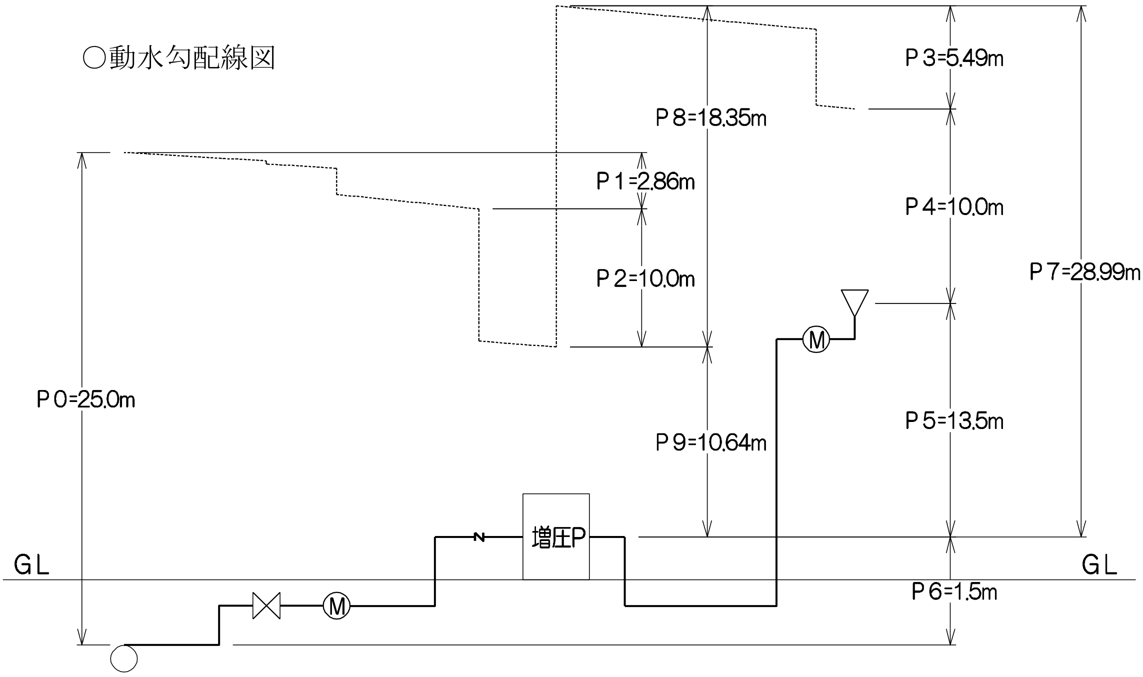

第６章　水道直結式スプリンクラー設備設置工事

1　総　則

特定施設水道連結型スプリンクラー設備（以下「水道直結式スプリンクラー設備」という。）は、消防法施行令及び同法施行規則の改正により、小規模社会福祉施設に対してスプリンクラー設備の設置が義務付けられ、給水装置に該当する水道直結式スプリンクラー設備の設置が認められたことに基づき定めるものである。

2　適用範囲

給水方式について、直結直圧式給水又は直結増圧式給水を認める場合に適用する。

3　設置対象建物及び設置場所

(1)設置対象建物

・小規模社会福祉施設・グループホーム等（消防法施行令 12 条第 1 項第 1 号）

（防火対象建物で延べ床面積 275m2 以上 1,000m2 未満のもののうち、耐火構造でないもの）

(2)設置場所

・スプリンクラーヘッドは、設置対象建物の天井、又は小屋裏の室内に面する部分に、1.7m以下の間隔で設置する。

(3)メーター口径及び給水管口径の決定

・水道直結式スプリンクラー設備は、通常使用時には同時使用はないものとし、必要放水量（スプリンクラー４個同時放水量 60ℓ/分、又は 120ℓ/分）を確保できるメーター口径及び給水管口径とする。

・スプリンクラーヘッドは、消防法令適合品を使用するとともに、構造材質基準に適合しているものとし、水量換算栓数には含まない。

4　管末設備

水道直結式スプリンクラー設備は、常時水の動きがなく滞留水を生じるため、管末に常時使用する水栓を設けること。また、給水管内圧力を確認するため、圧力計を設置すること。

5　設計施工

水道直結式スプリンクラー設備は、水道法が適用される給水装置であるとともに、メーター以降は消防法の適用を受ける消防用設備であることから、設計施工にあたり消防設備士の指導の下で行うこと。

6　設置届の提出

水道直結式スプリンクラー設備を設置する申請者は、三浦市上下水道部が定める事項について承諾する旨を「水道直結式スプリンクラー設備設置届」（様式第９号）により給水装置工事申請時に提出すること。また、その内容について十分理解し、使用者等へ周知・継承すること。

第７章　工事施工

１　趣　旨

設計がいかに綿密であっても現場における施工が不良なときは、通水の阻害や漏水その他不測の事故発生の原因となるので、定められた設計に基づいて正確かつ丁寧に施工しなければならない。

２　許可及び保安

(1) 関係官公署（道路管理者、所轄警察署長等）の許可を得ること。(道路法第 32 条、道路交通法第 77 条)

(2) 他企業（ガス、電気、通信、下水道等）の占用物が埋設されている場合は、各企業へ連絡をとること。

(3) 公衆災害防止のため関係法令等に基づき保安設備を設置し、必要に応じて保安要員を配置させること。(建設工事公衆災害防止対策要綱（平成 5 年 1 月 12 日建設省技調第 1 号）(道路工事保安施設設置基準（平成 18 年 4 月 1 日 国関整道管第 65 号))

(4) 騒音、振動等で付近住民に迷惑をかけないよう十分留意すること。

(5) 工事中不測の事態が起こった場合、直ちに工事を中断し、管理者及び関係官公署等の指示を受けること。

３　土工事

（掘　削）

(1) 道路及び宅地等の掘削は一日の作業量のみとし、掘置きはしないこと。

(2) 掘削は所定の断面にしたがって行い、布設管上の土被りは所定の埋設深さになるようにし、床付面は平坦にすること。

(3) 舗装道路の掘削にあたっては、原則として所定の長さにカッターで切断し、必要箇所以外に影響を生じさせないよう掘削すること。

(4) 土被りが深いもの、あるいは軟弱地盤等の危険箇所は土留を施すこと。

(5) 道路を横断する場合は、交通に支障がないよう片側ずつ掘削すること。

（復　旧）

(1) 道路の埋戻しは、道路管理者に申請、許可を受けた材料にて行い、十分な突固めを行うこと。

(2) 埋戻し後砂利道の場合は本復旧を行い、また舗装道路の場合は直ちに仮復旧を行うこと。

(3) 舗装道路の本復旧は、当該道路管理者の指示どおり行うこと。

４　配管工事

（分　岐）

(1) 施工日の調整を事前に十分行い、本管分岐施工カードを提出すること。

(2) 掘削箇所は、土留めを施し、分岐作業に危険が無いようにすること。

(3) 配水管表面を清掃し、サドル付分水栓又は割Ｔ字管等を取付けること。

(4) せん孔前にサドル付分水栓にテストポンプをセットし、分水栓を開にして 1.75MPa になるまで加圧する。この圧力を 1 分間保持すること。また、せん孔後配管し、分水栓を閉じ、分水栓から第 1 止水栓までの給水管全体を 1.75MPa になるまで加圧し、この圧力を 1 分間保持すること。

(5) 配水管が金属管の場合は、防食コア（GX-DIP については密着防食コア）の挿入を行うこと。

(6) 防食テープ（SP についてはペトロラタム系テープ）を巻き、さらに口径にあった防食フィルムで

防護すること。

（配　管）

(1)　配管は、設計審査により承認を受けた内容のとおりに施工すること。特別の理由から設計の内容を変更する場合、施工前に上下水道部に連絡・協議し、上下水道部が大幅な変更と判断したときは、設計変更届を提出し再審査を受けること。この再審査には審査手数料を要する。

(2)　埋設管については、規定の深さ及び許可条件を遵守すること。

(3)　管の下側は不陸のない状態とし、管に石等が当たらないよう十分注意すること。

(4)　無理な曲げ、接合不備等がないよう十分注意し施工すること。

(5)　配管施工後、水圧テストを行うとともに不良箇所がないか確認すること。

第８章　流末装置

1　各戸検針

共同住宅の各戸にメーターを設け検針を希望するものについては、次の各号に適合したものでなければならない。

(1)　メーター

本市が指示した平型メーターを申請者の負担により設置する。

(2)　メーター口径

住宅用は口径 13mm を標準とする。ただし、高置受水槽式の場合は最上階及び次階を 20mm とする。

(3)　メーターの設置

ア　地下に設置する場合（メーター筐）第２章-7-(4)(5)を準用する。

イ　各階に設置する場合（メーター室）

※　他の配管又は計量器等に近接するときは、200mm 以上間隔をとること。

※　１メーター室に複数のメーターを設置する場合においても、上記と同様とする。
（メーターユニットを使用する場合は、この限りではない。）

(4)　メーター周りの配管

ア　地下に設置する場合

※　第２章-7-(2)を準用する。

※　３階以上については下流側にもボール直結止水栓等を設置すること。

イ　各階に設置する場合

※　グリップ及びフック等で管を支持すること。

※　メーター上流側に副弁付止水栓を設置すること。また、戻り水のある配管の場合は、メーター下流側にボール直結式止水栓等を設置すること。

(5) メーター室の形状及び寸法は、次の表のとおりとする。

(単位：mm)

メーター口径	寸法(幅×奥行き×高さ)
13・20	700 以上×300 以上×600 以上
25	800 以上×300 以上×600 以上
扉は、幅 580 以上、高さ 580 以上、厚さ 2.3 以上で鋼板製とし、開閉が容易な構造とすること。	

※ メーター室の位置は、各戸の通路に面し、室外からの検針、点検及び交換等に支障がない場所とすること。

※ メーター室は、漏水により階下に被害を及ぼさないよう防水及び勾配を取るなどの措置を施すこと。

2 協議

受水槽を設けて給水を受ける施設については、次の図書をもって事前に上下水道部と協議を行うこと。

(1) 建築図（規模、用途が明確なもの）

(2) 系統図

(3) メーター室詳細図（配管及びメーター共に記入・寸法記入）

(4) 承認図一式（受水槽・高置受水槽・ポンプ等）

3 本章に定めのない事項

「流末装置の各戸検針及び料金各戸撤収に関する事務取扱要綱」に基づき行うこと。

第９章　検　　査

1　趣　旨

給水装置の工事は、施行基準及び本要領に基づき施工し、上下水道部の検査を受けなければならない。

検査の結果、不良と認められる箇所がある場合は、直ちに改善し再検査を受けなければならない。

2　中間検査

中間検査とは、しゅん工検査で確認できない箇所について工事期間中に行う検査をいう。

（検査内容）

(1)　施行基準及び本要領に適合しているか。

(2)　設計どおり施工されているか。

(3)　危険な接続はないか。

(4)　しゅん工検査時に修正できないものはないか。

3　しゅん工検査

しゅん工検査とは、給水装置の工事完了確認と適正な工事が行われたかを判定する検査をいう。

（検査内容）

(1)　施行基準及び本要領に適合しているか。

(2)　しゅん工図どおり施工されているか。

(3)　危険な接続はないか。

(4)　使用材料が適切であるか。

(5)　所定の水圧に耐え得るか。

新設、増設部を 1.75MPa になるまで加圧し、この圧力が１分間保持されること。

(6)　固定、防護措置が施されているか。

(7)　水質に異常はないか。

(8)　検針に支障がない位置にメーターが設置されているか。

(9)　メーターは水平に設置されているか。

(10)　メーターの取付け、取外しに支障のない配管となっているか。

第 10 章　手　　続

1　工事の委任

給水装置の新設、増改造、撤去（以下「工事」という。）を実施しようとする者は、指定給水装置工事事業者に工事の施工、工事の申込み、上下水道部への手続き等を委任しなければならない。

2　工事の申込み

委任を受けた指定給水装置工事事業者は、あらかじめ上下水道部に申込み、その設計について審査を受けなければならない。

3　工事の変更

審査承認後において配管に変更が生じた場合は、上下水道部と協議を行うこと。また、大幅な変更については、設計変更届及び変更図を提出・再審査を受けるものとし、再度設計審査手数料を支払うものとする。

4　申請に伴う添付図書

(1)　一般の申込み

ア　給水装置工事申込書及び給水装置設計図

（給水装置設計図は、給水装置工事申込書には記載せず別紙とする。）

イ　建築確認通知書(写)又は建築確認済証

ウ　しゅん工検査カード

(2)　受水槽設置が伴う工事の申込み

一般の申込み添付図書のほか次の図書の添付及び届出を行うこと。

ア　管理者選定届

イ　流末装置設計図

ウ　受水槽及びポンプ構造図等

エ　本市環境衛生担当への届出

有効容量	10m3 以下	小規模受水槽水道施設設置届
〃	10m3 を超え 100m3 まで	簡易専用水道設置に伴う諸届
〃	100m3 を超えるもの	専用水道設置に伴う諸届

※有効容量が 100m3 以下の受水槽であっても、専用水道に該当する場合がある。

受水槽水道については、予め本市環境衛生担当と協議を行うこと。

(3)　公道掘削が伴う工事の申込み

ア　市道の場合

指定給水装置工事事業者が本市土木課へ直接申請する。

イ　県道及び国道の場合

道路構造略図２部、掘削場所の写真２枚

工事完了後、完成写真２部（施工前・完成及び施工一連写真）

ウ　神奈川県東部漁港事務所所管の道路

道路構造略図２部、掘削場所の写真２枚、公図の写

占用許可に関する誓約書

（県申請書に添付する誓約書とは異なり、申請者から三浦市水道事業への誓約書）

工事完了後、完成写真２部（施工前・完成及び施工一連写真）

(4)　水道利用加入金特例の適用を受けるもの。

住民票

(5)　流末装置において、メーターの各戸検針等の申込みを行うもの。

「流末装置の各戸検針及び料金各戸徴収に関する事務取扱要綱」に基づく所定の手続きを行うこと。

(6)　その他、誓約書等、上下水道部が必要とするもの。

附則

この要領は、平成３年４月１日から施行する。

附則

この要領は、平成７年４月１日から施行する。

附則

この要領は、平成８年４月１日から施行する。

附則

この要領は、平成 10 年４月１日から施行する。

附則

この要領は、平成 26 年４月１日から施行する。

附則

１　この要領は、令和５年　月　日から施行する。

２　この要領の施行日前に条例第５条第１項の承認を受けた給水装置工事については、なお従前の例による

様式第１号（第３章関係）

<table>
<tr><td colspan="2">3 階建て以上の建築物に対する直結直圧給水の事前協議書</td></tr>
<tr><td>協　議　日　時</td><td></td></tr>
<tr><td>装　置　場　所</td><td></td></tr>
<tr><td>名　　　　称</td><td></td></tr>
<tr><td>建物の階数・
用途及び戸数</td><td></td></tr>
<tr><td>申　請　者</td><td>住所
氏名　　　　　　　　　　　㊞　　　連絡先</td></tr>
<tr><td>協　議　者</td><td>住所
氏名　　　　　　　　　　　㊞　　　連絡先</td></tr>
<tr><td>市　職　員</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">協議内容(要件等の確認を行い、直結の可・否の判断資料とする。)</td></tr>
<tr><td colspan="2">協議結果(直結が可能な場合は、承認に必要な条件を提示する。)
取出し口径・使用材料・メーター口径・特例申請書・維持管理届</td></tr>
</table>

様式第２号（第３章関係）

年　　月　　日

三浦市水道事業
　　三　浦　市　長

住所
申込者　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞
電話

3階建て以上の建築物に対する直結直圧給水の特例申請書

事前協議の内容に基づき、直結給水の特例による給水装置工事を行いたいので下記のとおり申請します。

記

1　装　置　場　所
　　名　　　　　称
　　建 物 の 階 数
　　用途及び戸数

2　給　水　方　式
　　一 日 使 用 水 量
　　最 小 動 水 圧
　　メ ー タ ー 位 置

3　添付図書（位置図、各階平面図、立面図、メーター室図、その他）

以　上

受　　　　付	承　　　　認

様式第３号（第３章関係）

年　　月　　日

三浦市水道事業
　　三　浦　市　長

住所
申請者　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞
電話

給水方式の特例に係る維持管理届

次の建物に係かる直結給水装置の管理責任者及び維持管理者を定めたのでお届します。
また、給水方式の特例に係かる維持管理については、下記事項を遵守します。

所　在　地	
施　設　名	
建物の階数・ 用途及び戸数	
建　物　の 管理責任者	住所 氏名　　　　　　　　　　　電話
維持管理者	指定工事業者名 電話

記

1　申請者は管理責任者に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出ること。
2　管理責任者は、給水管分岐から蛇口までの給水装置に異常を認めた時は、指定工事業者に連絡し調査を行うこと。
3　指定工事業者は、管理責任者から給水装置の修繕等の依頼を受けたときは、本市給水条例等の規定に基づき速やかに措置を講ずること。

以　上

様式第４号（第４章関係）

既存建築物に関する高置受水槽への直結給水に係る誓約書

令和　　年　　月　　日

三浦市水道事業
　三　浦　市　長

給水装置工事申込者
住　所
氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印
連絡先

建築物所在地	三浦市
建築物の名称	
建築物の用途	共同住宅×　　　戸・事務所×　　　戸・店舗×　　　戸 共用×　　　戸・その他（　　　　　　　）×　　　戸
メーター口径・個数	20mm×　　　個・25mm×　　　個・40mm×　　　個 50mm×　　　個・75mm×　　　個・100mm×　　　個
階数・高さ	階　（　　　　　m）
建築物の管理責任者	住　所 氏　名 連絡先
緊急連絡先 （夜間等も連絡が取れること）	住　所 氏　名 連絡先
維持管理者 （指定給水装置工事事業者）	名　称 連絡先

上記の建築物において、高置受水槽への直結方式により給水を行う事を申し込むにあたり、下記の事項を誓約します。

記

断水について

1　高置受水槽への直結給水に切替えることにより貯水量が減少するため、配水管断水等に伴い建築物内も断水や減水等の不具合が生じる事を承知しています。

損害補償等について

2　断水等により水が使用できない事に起因して発生した損害については当方で補償を行い、三浦市水道事業に対して一切の責任を問いません。

3　本給水方式を採用した事に起因する逆流や漏水、その他の不具合により発生した損害については当方で補償を行い、三浦市水道事業に対して一切の責任を問いません。

4　当方の給水装置の維持管理は適正に行う事とし、万一給水装置の不具合により他者へ損害を与えた事が確認された場合には当方にて補償を行い、三浦市水道事業に対して一切の責任を問いません。

維持管理について

5　高置受水槽及び給水装置の維持管理については、三浦市指定給水装置工事事業者に依頼し、速やかに処置できる体制を整えます。

周知について

6　本誓約書の内容は管理人、所有者、使用者、賃貸人等関係者各位へ熟知させます。

7　第三者への譲渡等により関係者に変更がある場合、本誓約書の内容について十分な説明を行い、継承します。

条例等の遵守について

8　前述１～７の他、本給水方式を行うにあたり必要な事項については、条例及び三浦市水道事業が定める規定を遵守します。

9　三浦市水道事業から給水等に関して指導があった場合、維持管理者（三浦市指定給水装置工事事業者）を通して協議を行い、その内容に沿った対処を行うように努めます。

特記事項について

10　給水管口径の不足による出水不良や、給水装置等に負担が掛かり破損その他の不具合が生じたとしても、三浦市水道事業に対し一切の責任を問いません。

11　その他

以上

様式第５号（第４章関係）

令和　　年　　月　　日

直結給水・直結増圧式給水事前協議書

申込者	住　所		
	会 社 名 及び氏名	㊞	
	電話番号		
協議者	住　所		
	会 社 名 及び氏名	㊞	
	電話番号		
建築申請地、又は開発しようとする地名、地番			
計画概要	目　的		
	敷地面積	㎡	
	延べ面積	㎡	
	建物面積	㎡	
	建物構造		
	建物戸数	戸	
	最高位水栓	m	
	着工予定時期	年　　月　　日	
	完成予定時期	年　　月　　日	
	計画使用水量	計画一日最大(㎥/日)	
		計画時間最大(㎥/h)	
		瞬時最大流量(L/min)	
給水課 確認欄			

1　太枠部分は申込者が記入。

2　本協議書は、建築図面・給水配管図・計算書等添付の上、提出すること。

様式第６号（第４章関係）

既存建築物に関する直結給水に係る誓約書

令和　　年　　月　　日

三浦市水道事業
　三　浦　市　長

給水装置工事申込者
住　所
氏　名　　　　　　　　　　　　印
連絡先

建築物所在地	三浦市
建築物の名称	
建築物の用途	共同住宅×　　戸 ・ 事務所×　　戸 ・ 店舗×　　戸 共用×　　戸 ・ その他（　　　　　　）×　　戸
メーター口径・個数	20mm×　　個 ・ 25mm×　　個 ・ 40mm×　　個 50mm×　　個 ・ 75mm×　　個 ・100mm×　　個
階数・高さ	階　（　　　　m）
建築物の管理責任者	住　所 氏　名 連絡先
緊急連絡先 （夜間等も連絡が取れること）	住　所 氏　名 連絡先
維持管理者 （指定給水装置工事事業者）	名　称 連絡先

上記の建築物において、直結方式により給水を行う事を申し込むにあたり、下記の事項を誓約します。

記

断水について

1　配水管断水等に伴い建築物内も断水や減水等の不具合が生じる事を承知しています。

（裏面へ続く）

損害補償等について

2　断水等により水が使用できない事に起因して発生した損害については当方で補償を行い、三浦市水道事業に対して一切の責任を問いません。

3　本給水方式を採用した事に起因する逆流や漏水その他の不具合により発生した損害については当方で補償を行い、三浦市水道事業に対して一切の責任を問いません。

4　当方の給水装置の維持管理は適正に行う事とし、万一給水装置の不具合により他者へ損害を与えた事が確認出来た場合には当方にて補償を行い、三浦市水道事業に対して一切の責任を問いません。

維持管理について

5　給水装置の維持管理については、三浦市指定給水装置工事事業者に依頼し、速やかに処置できる体制を整えます。

6　直結増圧給水設備を設置する場合は、三浦市指定給水装置工事事業者に依頼し、適切な保守及び点検を行います。

周知について

7　本誓約書の内容は管理人、所有者、使用者、賃貸人等関係者各位へ熟知させます。

8　第三者への譲渡等により関係者に変更がある場合、本誓約書の内容について十分な説明を行い、継承します。

条例等の遵守について

9　前述１～８の他、本給水方式を行うにあたり必要な事項については、条例及び三浦市水道事業が定める規定を遵守します。

10　三浦市水道事業から給水等に関して指導があった場合、維持管理者（三浦市指定給水装置工事事業者）を通して協議を行い、その内容に沿った対処を行うように努めます。

特記事項について

11　給水管口径の不足による出水不良や、給水装置等に負担が掛かり破損その他の不具合が生じたとしても、三浦市水道事業に対し一切の責任を問いません。

12　その他

以　上

第７号様式（第５章関係）

直結増圧式給水条件承諾書

令和　　年　　月　　日

三浦市水道事業
　三浦市長

申　請　者　　住　　所
氏　　名　　　　　　　　　印
電話番号

設　　置　　場　　所	三浦市
管　理　責　任　者	住　所 氏　名　　　　　　　　　印
施　　工　　業　　者	住　所 氏　名　　　　　　　　　印
維　持　管　理　者	住　所 氏　名　　　　　　　　　印
増圧給水装置名称・規格等	

直結増圧式給水を実施するにあたり、次の条件を遵守することを承諾いたします。

１　定期点検
　増圧給水設備及び逆流装置の機能を適正に保つため、年１回以上の定期点検を行うとともに、必要なときには、修繕を行います。

（裏面に続く）

2　故障時の給水

停電や故障により増圧給水設備が停止したとき、または水圧低下により一時的な出水不良が発生したときは、直結給水栓を使用します。

3　非常時の断水

直結増圧式給水は、断水や水圧低下のとき、受水槽のような貯水機能がないため、水の使用ができなくなることを承知します。

4　給水装置の修繕

漏水などの不具合が生じて給水装置の修繕が必要となった場合には、三浦市指定給水装置工事事業者に依頼をします。

5　管理責任者等の継承

増圧給水設備に関して管理責任者等を変更するときは、速やかに変更届を提出するとともに、承諾書に記載した内容を含め、装置が条件付きであることを関係者に熟知させます。

6　損害補償

増圧給水設備に起因して逆流、または漏水が発生し、上下水道部、他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償します。

7　条例・規則・給水指針等の遵守

上記項目の他、取扱上必要な事項については、三浦市水道事業給水条例及び給水条例施行規則、給水装置工事設計施行基準・取扱要領等を遵守して施工します。

8　紛争の解決

上記事項の条件を住民（入居者）に周知徹底させ、直結増圧式給水に起因する紛争等については当事者間で解決し、上下水道部には一切迷惑をかけません。

9　その他

以　上

第８号様式（第５章関係）

増圧給水設備等設置猶予条件承諾書

令和　　年　　月　　日

三浦市水道事業

三　浦　市　長

給水装置工事申込者

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　印

連絡先

増圧給水設備設置の猶予にあたり、下記の条件を承諾します。

記

使用者への周知

次の事項を理解し、使用者に周知するとともに、給水について三浦市水道事業に異議・申立てを一切いたしません。

１　申込者自らが増圧給水設備の設置猶予を希望したこと。

２　設置猶予後、増圧給水設備を設置する必要が生じる事態を考慮し、増圧ポンプの設置スペースを予め確保します。

３　当該建物の階数、所要水量、配水管の水圧その他の事情変更により給水上の支障が生じた場合、又はその恐れがある場合は、予め確保したスペースを利用し、申込者の費用負担にて水道直結加圧型ポンプユニット（JWWA B 130 規格品又は規格品同等以上品）及び減圧式逆流防止装置等を設置します。

なお、その際には三浦市指定給水装置工事事業者により三浦市水道事業へ工事申込を行います。

4　制限給水時・事故時・水道施設の工事等による一時的な水圧低下により断水や出水不良が生じた場合、共用の直圧給水栓を使用します。また、その際に損害が生じても三浦市水道事業に責任を問いません。

5　給水装置の所有者（申込者）を変更するときは、変更後の所有者にこの装置が条件付きのものであることを熟知させたうえ、三浦市水道事業に書面で届け出ます。

6　上記各項の条件を使用者等に周知徹底し、紛争が生じた場合については、当事者間で解決し、三浦市水道事業に一切迷惑をかけません。

以　上

様式第９号（第６章関係）

水道直結式スプリンクラー設備設置届

令和　　年　　月　　日

三浦市水道事業

三　浦　市　長

住　所

給水装置工事申請者　　氏　名　　　　　　　　㊞

連絡先

建築物の所在地	三浦市
消 防 設 備 士	事業者名 氏　名
維 持 管 理 者	名　称 連絡先

上記建築物において、給水装置に直結する水道直結式スプリンクラー設備（以下、「スプリンクラー」という。）を設置するにあたり、次の事項を誓約し遵守します。

1　災害その他の正当な理由によって、一時的な断水や水圧低下等によりスプリンクラーの性能が十分に発揮されない状況が生じても、水道事業者が責任を負わない事を承知しております。

2　スプリンクラーの火災時以外の作動、及び火災時の非作動に係る被害その他について、水道事業者が責任を負わない事を承知しております。

3　スプリンクラーの設置及び運用に起因して発生した逆流、又は漏水による被害については、当方が責任を持って補償を行い、水道事業者に対し責任を問いません。

4　スプリンクラーの設置に係る利害関係人からの異議申し立てについては、所有者の責任において解決いたします。

5　管理人、所有者、賃借人その他の関係者に対し、上記１～４について十分な説明を行い熟知させます。また、関係者に変更がある場合には、上記内容を継承させます。

6　スプリンクラーの修理が必要な場合は、所有者または使用者の負担により三浦市指定給水装置工事事業者により工事を行います。

以　上